

政策資料

No.310 《復刊205号》
1992年7月1日

巻頭言 橋山篤 1

〈特集〉

I カンボジア・PKO関係

- カンボジア調査報告・支援策・PKO
委員長・書記長談話 2

- シャドーキャビネット関係(4/28～5/18)
「新しい農業・農村・食糧政策」に関する申し入れほか 24
- 政治改革・腐敗防止関係
野党共同案で政治改革を実現しよう
(書記長・長野談話)ほか 34
- 地方交付税法の改正にのぞむ態度について(案) 38
- 輸入農産物の安全性確保に向けて
(書記長・福島談話) 39
- 党声明(中執委) 40

〈資料〉

- ゴルフ等会員権問題関係
会員契約の適正化に関する法律案要綱
ほか 13
- 医療関係
看護職員確保政策大綱・医療法改正案
に対する修正要求 19

〈政策の焦点〉

- 「人間と都市環境」シンポジウムからの政策提言 41

参議院におけるPKO法案の審議は最大の局面に入った。院内外の行動は日毎に盛り上り、かつての消費税阻止闘争にも近い様相を呈してきた。

わが党は「非軍事・民生・文民」を柱とする自衛隊とは別組織によ

が天王山だろ。

かようなツバぜり合いの対決状況の最中に、一方では静かな政策

対決が参議院で展開されている。

即ち「都市計画法及び建築基準法」の一部改正の政府案に対し、

わが党提出の全面的代案との論争

域が全国一律であり、一定以上の

市計画は建設大臣の認可を経る

という中央集権型にある。

わが党案は発想を全面的に変え、地区のマスター・プランを基本に据えたところである。

野党が全面的にわが党案に賛意を示し大いに協力支援してくれた側面も非常に多い。

地方自治体や住民は、生活者の立場から「住み良き働きやすい街づくり」「自然と共生する街づくり」「創造性豊かな街づくり」等二一世紀を射程においた街づくりに意欲的である。

やる気満々の市町村ばかりである。この芽をつみとるシステムの変更は鬪いでもある。

都市計画法案の審議もこれまで最終の段階を迎えている。

地方の時代、地方分権の確率が叫ばれて久しい。

また地方自治体も厚い壁を徐々にのり越えて地域特性を活かした街づくりに希望を託している。

今回、我々は街づくりに「市民」と議会を介入させて、参加して討議して解決する」というシステムを具体的に提案したが、自治に関するあらゆる政策の原点をここに置きたいと考えている。

(参議院議員・あきやまつし)

言頭卷



都市計画法案の審議

――現場からの発言――

梶山篤

政策審議会副会長

る国際協力法案を対峙させて臨んで

いるが、何故かマスコミは自公民三党修正案に光を当て真正面からの論争を避けている。

東亜日報は、日本軍隊の海外出動はアジアでの覇権をねらっているのではないかとも報じ、懸念と不安を表明している。ここ一両日

である。

今回の改正は二四年ぶりである。

この間には、列島改造論、民活規

制緩和、土地神話、リゾート乱開

発、一極集中など堪え難い程の都

市とその周辺荒廃である。にもか

かわらず現在の都市計画制度は硬直している。最大の欠陥は用途地

が党案は集権的システム論、わ

が党案は分権的システム論となる。

論争の過程で、さすがに市町村

マスター・プラン重視に傾斜しては

きたが、わが党案を全面的に受け

入れる姿勢にはないが、三年後の

見直しには同意せざるをえなくな

った。

カンボジア・PKO 関係

一九九二・五・一

カンボジア和平・復興 支援に関する申し入れ

日本社会党中央執行委員長
シャドー・キャビネット委員長
田辺 誠

記

とって初の本格的な国際的平和貢献であることにかんがみ、現地の要望等を把握し、わが国の積極的な貢献を推進するため、宮沢総理大臣のカンボジア訪問および与野党の代表による超党派の現地調査団を派遣すること。

わが党は、カンボジアの和平と復興のために積極的な貢献を進める立場から、今年一月中旬および四月末の二度にわたり現地に代表团を派遣し、カンボジア最高国民評議会（SNC）のシアヌーク議長及びカンボジア暫定行政機構（UNTAC）の明石特別代表はじめとする多くの現地関係者と意見交換を行なうとともに、つぶさに調査視察を行ってきたところである。

わが党はこの調査等に基づき、政府がカンボジア和平・復興支援に関して、以下の諸項目について速やかに実施するよう強く要請する。

1. 国民の合意に基づきたちに和平・復興支援が実施できるよう、国連平和活動への協力に係る政府提出法案及びわが党提出法案の審議とは別途にカンボジア支援に関する与野党協議の場を設定し、早急に支援策の確立と実施を図ること。
2. 和平・復興支援に当つては、国民の理解と合意形成が図れるよう、非軍事・民生・文民を原則とし、自衛隊とは別組織による人の貢献を行うこととし、必要によつては暫定的な特別措置を検討すること。
3. カンボジア和平・復興支援が、わが国に

4. 和平・復興支援については、カンボジア国民の自主・自立を基本とするとともに、UNTACの活動および難民対策、経済復興等に資するため、当面の全体予算の三分の一に相当する九億ドル規模の財政援助を早急に実施するとともに、設置が予定されている「地雷処理活動センター」に対しても財政支援を行うこと。
5. 地方公共団体等の協力も要請しつつ、現地において早急な応援を強く求められている文民警察の派遣を実施するとともに、選挙実施に際する選舉監視団の派遣など支援態勢の確立を図ること。
6. カンボジアの復興・再燃に不可欠な社会資本、教育、保健、医療などの体制整備を図るために、国際機関との連携を図りながら一国間レベルの財政的、物的、人的支援

を実施すること。

なお、選挙の実施等に欠かせない携帯ラジオの確保について、政府においても協力されたい。

内閣総理大臣
自由民主党総裁
宮沢喜一 殿

一九九二・五・一一

カンボジア調査報告

(一九九二年四月一五～五月一日)



社会党シャドーキャビネット ・カンボジア調査団

報告と提言

一億ドルをすでに使い果たした状態であるうえに、最大の拠出国であるアメリカ（分担金六億ドル）の対応が鈍いことから、早急に分担金の確保が求められている。わざ

に、難民帰還・復旧のための任意拠出金（約6億ドル）についても、まだ一億ドル強しか確保されていないことがわかった。こうした状況の下で、日本は第一に、分担金について国連分担金比率（約12%）を超えた金額を遅滞なく早急に支払うべきであり、第二に任意拠出金についても六月に東京で開催されるカンボジア復興会議に向け、大規模拠出のブレッジ（約束）と拠出の実施を早期に行わなければならない。

1. カンボジア、タイでの一連の会談を通じて、国連カンボジア暫定行政機構（UNTAC）に対する分担金、任意拠出金の確保が緊急課題であることが確認された。とにかく、約一九億ドルにのぼるUNTAC本体への分担金については、立ち上がり資金の
2. UNTACへの人的支援については、UNTACからとくに「文民警察を早急に派遣してほしい」との要請を受けた。文民警察は、中間管理職レベルで英語力のある警察官を総数三六〇〇人必要としており、四〇～五〇か国から一国につき六〇～八〇人の派遣を想定している。したがって、日本は何よりもまずカンボジアへの人的貢献の第一步として、上記の規模の文民警察官（英語力が必要）の派遣を早急に実現するためには、必要な措置を取るべきである。また、選挙監視員については、来年四月末もしくは五月初めの選挙期間中に約五〇か国からそれぞれ二〇人程度の派遣が必要とされており、この面での貢献を日本として確實に実行するために、いまから必要な準備を行なうべきである。
3. UNTACのサドリ特別代表代理、サンダーラソン司令官との会談において、「平和維持軍の中でも、兵站、技術、通信、輸送、医療部門であれば文民組織による代替が可能であり、即応性(state of preparedness)、完全装備(fully equipped)、以前の安全確

保能力(own protection)さえ確保できればよい」との指摘を受けた。今回の現地調査を通じて、改めて別組織による人的貢献を考え方が国際的に通用することが明らかになつた。

4. 地雷除去について

このほどUNTA CとSNCとの間で「地雷処理活動センタ一(CMAC)」を設置することで合意したことが明らかになつた。この構想によると、UNTAC要因がカンボジア人に地雷除去を訓練し、将来的に1～2万人のカンボジア人の地雷除去要因を育成することになつており、近くシアヌーク殿下がCMAC設置の資金確保のために特別アピールを発表するという。この構想は、地雷処理問題を長期的課題と位置づけカンボジア人自身による処理能力の向上をはかる、という社会党の従来の考え方と一致するものであり、日本政府は地雷処理のための自衛隊派遣を主張するのではなく、CMACが早期に軌道に乗るように、財政支援のリーダーシップをとるべきである。

5. UNTACへの貢献のあり方に関する点

カンボジア指導者と社会党調査団との間に一致点とともに不一致点もあつた。たとえば、カンボジア側は「日本がカンボジアPKOに対して何か貢献する決定をすれば、軍民どちらでも歓迎する」との見解を示し

たが、これに対して調査団は平和憲法によつて軍事要因の派遣は禁止されている点を指摘したうえで、文民による人的貢献を最大限に行う用意のあることを力説した。一方、ラズマイSNC官房長とイム・チャン・リム教育大臣は「戦後日本をモデルにしたい」と語り、日本の民生援助に対する期待を表した。いずれにせよ、カンボジアに対する貢献の方は日本国民自身が決定することであり、同時にカンボジアのインフラや人材の不足の現状を見れば、日本は戦後の経済優先策や人材養成の経験とノウハウをカンボジアの人々に伝えることが決定的に重要である。

6. 現地での会談および視察を通じて

社会的インフラストラクチャーがきわめて劣悪であり、基礎的な社会サービスもほとんど存在しない実態を確認した。たとえば、チヤン運輸通信省道路橋梁局長によると、国道の九〇%が悪い状況にあり、橋については戦争中に八五%が破壊されたという。また、社会的サービスについても納税制度が整備されていないこともあって社会福祉省の予算が国際NGOの寄付よりも少ないような状況におかれている。したがって、日本としては、本格的な経済支援は来年の新政府の成立後に使うにしても、それ以前にも二国間レベルの緊急支援を必要な分野で

実施すべきである。その際、すでにUND Pなどが中心になってまとめている六億ドル規模の支援プロジェクトとの調整をはかり、効率的なものにする必要がある。日本からの緊急支援が必要な分野については、一部の道路、橋梁の補修・建設、結核・マラリアなどの薬、社会的弱者への補助などのはか、約六〇万人にのぼる帰国難民、国内避難民、動員解除後の兵士などに対する社会復帰支援の分野がある。とくに、後者については、短期的に見た場合、カンボジアの和平と発展にとって決定的な意味をもつてゐる。一方、長期的な支援計画としては、道路、電力、通信などの社会的インフラの整備、病院、学校などの公共施設の建設、教師・農業技術者・医師などの人材養成など、広範な分野での協力が求められているが、その際、カンボジアを援助づけせず自立化を促すことを主眼に置くべきである。これらの課題については、カンボジア新政権が成立後、ただちに実施に移せるよう現地調査を詳細に行うことが必要である。

7. カンボジア和平の可能性に関する点

会談した政治家はみな楽観的な見通しをもつていた。とくに、UNTACの展開が武力衝突の可能性を減らし和平のチャンスを高めているとの認識で一致していた。とく

に、フン・セン首相は「ボル・ボト派もUNTACを受け入れるようになり、いまや大きな問題ではなくなっている」との見解を示した。これまでのところ、UNTACは和平の維持に大きな成果をあげており、今後ともUNTACがパリ協定に定められた任務を遂行できるように、日本として財政的、人的協力を最大限に行うべきである。

8. 会談した政治家、官僚、国連関係者、NGO代表らがすべて認めたように、カンボジアの和平と安定にとって日本は不可欠の存在である。したがって、カンボジア支援は日本の国際協力の試金石であると言える。

その意味で、政府のみならず、各政党も、また国民一人一人が等しく関心を持ち協力することが大切である。こうした考えに立って、社会党はカンボジアに対する独自の協力策を考えたい。たとえば、カンボジアでは選挙放送を受信するのに必要なトランジスター・ラジオが決定的に不足しており、最低でも二三〇万個必要であるとの要望をUNAAC関係者から受けた。このトランジスターの寄贈についてはUNTACが責任をもって配付を行うとの確認を得ているので、関係団体とも協力してトランジスターを贈する国民的な運動を開始することを要望したい。

9. 今回の調査を通じて、カンボジアに対す

る人的、財政的支援は日本の国際協力の試金石であると同時に、真にカンボジア国民のニーズに合った援助を行うためには詳細な現地調査が必要なことが確認された。この立場から、社会党はPKO法案の審議と並行してカンボジアへの具体的な支援策について与野党間で協議を行い、その結果、特別の措置が必要ならばそれを早急に実施

一九九二・五・二八

カンボジア国民の 自立支援策について

日本社会党・外交政策調査会

社会党は、去る四月一五日にカンボジアへの緊急援助と自立支援に関して中間報告を発表したが、四月二五日～五月一日の社会党シヤドー・キャビネット・カンボジア調査団の現地調査の結果を踏まえて、とくにカンボジア(1) 遅滞なく迅速な支援を行うこと。(迅速な支援)

カンボジアが長期的な安定と発展の軌道に乗るかどうかは、UNTAC(カンボジア暫定行政機構)および国連関係機関の活動の成否にかかるおり、同時にこれらの支援策について下記の通り提言する。

することを提案する。またカンボジア支援に対する超党派の協力を実現するために与野党の代表者からなる現地調査団の派遣と、宮沢総理のカンボジア訪問を要望したい。なお後日、本調査団の報告に基づいて、カンボジアに対する協力策をまとめるとともに、宮沢総理への申入れを行う必要がある。

機構・機関の活動の成否はまた、国連加盟

国の迅速で効率的な人材・財政的支援の如
何にかかっている。PKO法案の国会通過
を最優先することで、緊急に必要とされる
援助を無視する姿勢は許されない。

(2) 国民合意に基づいた支援を行うこと。
(国民合意の形成)

カンボジアへの人的・財政的支援につい
ては、与野党で合意できる分野は少なくな
い。援助の緊急性を考えた場合、一致でき
る分野、とくに非軍事・文民・民生の分野
において、平和憲法を基本に据えて、最大
限の支援策を講ずることがもつとも現実的、
合理的な方法であり、またこうした具体的
施策の積み上げの中から日本の国際貢献の
あり方全体についても国民合意を形成する
ことが可能になる。

(3) 最大限の政策的支援を行うこと。
(財政的支援)

政府内部には「国際社会は『日本はカネ
しか出さない』と見てる」という批判が
あるが、大きな財政問題を抱えているUN
TACにとって、大規模な財政的支援は
カンボジアに対する重要な貢献策の一つで
ある。UNTACが所期の任務を遂行でき
るように、日本として全面的な財政的支援
を行う。

(4) 日本国憲法の枠内で最大限の人的支援を

行うこと。(人的支援)

史上最大の国連PKOと言われるUNT
ACについては、選挙監視、文民警察など
文民の果たす役割は少くない。国民合意
を優先する立場から、選挙監視、文民警察
などUNTACにおける文民分野と、UN
TAC外の民生分野に対して、最大限の人
的支援を行う。

(5) カンボジア国民の自立化を促進する援助
を行うこと。(自立化の促進)

国際社会のカンボジア支援に対する関心
が高い分、カンボジアが先進国、国際機関
の「援助漬け」になる危険性も高い。シャ
ドーキャビネット・カンボジア調査団も現
地で外国資本の過剰な進入、無秩序な活動
などの実態を見聞している。こうした事実
に鑑み、二国間、および国際機関を通じた
援助は、カンボジア国民の自立化を促すよ
うな方向で実施していく。

（1）
（2）
（3）

（4）
（5）

（1）
（2）
（3）
（4）
（5）

出に困難な状況を抱える国連加盟国が存在
し、初動資金を約四分の一しか集ま
っていない中で、日本は上記の金額を早急に全
額を納入することが求められる。

(2) UNTACとSNCとの協力によって設
置される予定のカンボジア地雷対策センタ
ー（CMAC）に対して、同センターが早期に軌道に乗るよう相当額を支出す。

CMACは、地雷処理を長期的課題と位置
づけ、カンボジア人自身による処理能力の
向上をはかるという考え方に基づいて、除
隊後のカンボジア人約二万人に地雷処理技
術を教えることを目的にしており、カンボ
ジアの地雷問題を解決するもつとも現実的
で合理的な方法である。

（1） 非武装の文民警察官を七五人を日途に早
急に派遣する。派遣に当っては、警察官の
うち地方公務員である者は外務省職員とし
て採用し、国家公務員である者は外務省に
出向させる。その際、長期の任務であるこ
とに鑑み、交替要因を確保するとともに、
語学教育、現地事情の研修を行う。

（注）国連は四七か国から一か国につき最大
七五人の派遣を要請しており、総数は三
六〇〇人になる予定。すでにシンガポー
ルやドイツなど一三か国から四三〇人が
現地での活動を始めているが、絶対的に

2. UNTACに対する支援

（財政的支援）

(1) UNTAC本体の予算（約一六億八千万
ドルを予定）と難民帰還・復旧支援関連の
予算（約六億ドル）の合計二三億八千万ド
ルのうち、約三分の一に相当する八億ドル
程度を当面、負担する。とくに、分担金支

不足している。

(2) 来年四月末もしくは五月初めに予定されている選挙に、監視要因を二〇人程度、二週の期間、現地に派遣する。派遣に当つては、地方公務員は外務省職員として採用し、自治省職員（国家公務員）は外務省に出向させる。また、実際の派遣までの期間、派遣予定者に対する現地事情や語学の研修を行う。さらに、民間レベルで国際的な選挙モニター活動が実施される場合、日本として積極的に協力する。

(注) UNTAC文書および現地の国連関係者によれば、選挙監視の国際要員は全体で一四〇〇人（うち四〇〇人は国連ボランティア＝UNV）で、「約五〇か国から二〇人程度の派遣」が予定されている。

先回のナミビアでの選挙監視活動の場合、

地方自治体から二人、外務省から三人、

自治省から三人の計二七人が参加してい

る。UNVについては、日本からの参加

者はすでに三二人に達しており、公的機関の協力の立ち遅れが目立つ。

(3) UNTACの一般行政（外務、財務、公

安、情報の各分野）を補佐するために、国連の要請を受け、必要な人員を若干名派遣する。身分については、必要に応じて外務省職員以外の者は外務省職員に身分替えする。人員の派遣に当つては、国連の要請に

基づくものの、日本としては戦後の経済優先の経験を生かして、財政、経済分野の専門家の派遣を優先的に検討する。

(注) 一般行政官については、国連職員を充当することが基本であり、国連加盟国からの要員はあくまでも補完的なものであるため、日本からの要員派遣も限定的なものとなる。

3. 二国間レベルのカンボジア復旧支援

- （原則）
- (1) 社会的安定への配慮（動員解除後の兵士、国内難民、難民の社会復帰の重視）
 - (2) カンボジアの自主性の尊重と自立化の促進（人材要請、農業などの重視）
 - (3) 緊急性の高い援助の優先（上下水道の整備、医薬品の提供）
 - (4) 社会的弱者への配慮（こども、未亡人、障害者の援助）

- （財政的、物的、人的支援策）
- (1) プノンペンのチュールイ・チヨンヴァー橋（通称・日本橋）の復旧を、詳細な現地調査後ただちに実施する。その際、同橋と国道6号線（プノンペンと地方を結ぶ幹線道路）をつなぐ6A道路の建設についても、プロンペン経済の浮揚をはかる観点から、同時にとりかかる。
 - (2) 難民の安全な帰還を保証し、地域の経済活動を拡大していくために、全国の道路補修に全面的に協力し、必要な資金、資材、要員をカンボジア側に提供する。その際、除隊後の兵士や帰還難民、国内被災民の建設事業への参加をはかり、社会の安定化を追求する。
 - (3) 雨期の間に、バスにかわる難民の輸送手段となり、またカンボジアの経済社会の建設に大きな役割を果たしうる鉄道について、鉄路の保守、車両の提供、技術者の派遣などの面で、緊急支援を行い、新路線の建設についても協力する。
 - (4) カンボジアの輸出入の窓口として利用価値が高く、またUNTACの活動資材の搬入に不可欠なプロンペン港の補修と拡張に

ついて調査を行い、必要な資金、資材、要員を提供する。

(5) 日本赤十字社の協力を得ながら、絶対的に不足している結核、マラリアのクスリをカンボジア各地の病院に緊急提供するとともに、その他のクスリや医療器具についても提供する。また、地方自治体の協力を得て、緊急医療チームを派遣する。

(6) 農業により自立化を促し、現下の食料不足を補うために、作物の種、農業、肥料、家畜などを提供するとともに、灌漑システムの再建事業に対する補助や農業を始めるための個人資金の供与も行う。

(7) 深刻な財政問題を抱え、最低限の公共サービスさえ維持できないノンペン政府に対して、こども、未亡人、障害者など社会的弱者に対するサービスを保証するため、UNTACによるモニターを前提として、無償商品援助を行う。

(8) 都市部および農村部における飲料水を確保し、衛生状態を改善するために、必要な資材、資金を提供するとともに、これらの事業にかかるNGOの活動を支援する。学校教育施設の補修、建設、教師の再教育に協力する。

(9) 日本の進出企業がカンボジアの自立化や環境を損なうような経済活動を行わないよう、モニターし、適切な助言・指導ので

きる体制を整える。

(11) 人材養成については、カンボジアからの留学生、技術研修生の受け入れ枠を拡大するとともに、海外青年協力隊の派遣を含め、技術指導員の派遣を行う。人材養成の分野は、教育、農業、医療、土木などが考えられる。

(12) カンボジアの市場経済化の進行に伴い、過剰な森林伐採や川泥の沈殿などの環境破壊が大きな問題になつておらず、これらの問題を解決するための資金、資材、技術を提供する。

(13) カンボジア支援は国民的課題との観点から、非政府組織(NGO)に対する財政その他便宜供与をはかる。また、カンボジア各地で活動している世界各国のNGOを支援するために、現地のNGO協議組織であるカンボジア協力委員会(CCC)への財政的協力をを行う。

一九九三年夏までを活動期間とするUNTACを支援し、カンボジアの経済復旧に貢献するため、①公務員の定員、②特別手当の支給、③国際緊急援助隊の活用、④予算措置――などの問題を整理したうえで、必要な特別措置を講ずる。

4. カンボジア支援のための特別措置

通信(電話網など)、觀光、文化財の保護などの分野についても、必要であれば緊急の施策を講ずるとともに、新政府成立後にただちにカンボジア社会・経済の建設のための総合的な施策を実施できるよう、各分野における事前調査を詳細に行う。

一九九二・五・二三（於 岡山）

談話

日本社会党中央執行委員長
田辺 誠

特別措置を講じ、その期間に平和憲法の尊重、国民の合意、国会大多数の会派の賛同、周辺国理解などを勘案しながら恒久法の制定をはかることが、もつとも現実的な選択である。

一、国連平和維持活動に対する日本の参加のあり方は、二二世紀の日本の姿を決める大きな課題である。したがって国民合意を欠いたまま政党間の数合わせのみによってPKO法案の国会通過をはかることは、国際社会における日本の進路を決定的に誤らせることになる。最近の新聞の世論調査に明らかなように、国連平和維持活動の軍事面への自衛隊の参加については、世論の実態に照らせば、この問題について拙速な結論を出さず、国民世論に基づいて徹底した審議を行うことこそ、もつとも民主主義的な方法である。

一、問題が複雑になり与野党間でさまざまな見解が錯綜しているとき、極めて重要なことは、基本に立ち返ることである。一昨年一月八日の自民、公明、民社三党合意にある「憲法の平和原則を堅持し、自衛隊を必要としているカンボジアを対象とした

とは別組織」という基本的立場に立って、与野党間の協議を始めるべきである。

一、現在、参議院で審議されている政府法案は、国連平和維持軍への参加の一票凍結、国会の事前承認、指揮権などの問題で大幅な修正、解釈の変更が予定されており、ものはや当初案と大きく食い違つてきている。

このように大幅修正が確実であるにもかかわらず、参議院で修正案の審議時間が保証されていない現状はきわめて遺憾であるが、それ以上に政府案が換骨奪胎され、もはや法律の体をなさない下では、あらためて問題点を整理し、与野党間の合意のもとに直すことの方が合理的であり、結局のところ一番の早道である。



一九九二・五・二五

談話

日本社会党書記長
山花貞夫

〈参考資料〉

社会党は四月一七日に連合参議院、二八日に民社党、社民連と政府の「PKO法案」について意見交換、国民合意の国際貢献のために話し合いを進めることで一致しました。

一、自民党の金丸副総裁は二三日、PKO法

案にたいするわが党の態度について「これほどバカな政党はない」と発言した。また渡辺副総理も同日、PKO法案の国会審議にからんで「みせしめに解散する」と発言した。この両氏の発言は政権党・自民党と宮沢政権の“おごり”と“うまん”を示すものであり、わが党は両氏の発言を断じて許すことはできない。

一、現在、参議院で審議されている政府法案

は修正・解釈の変更が予定されており、もはや当初案とは大きく食い違つてきている。

しかし、大幅修正・解釈が予定されながら、参議院では修正案の審議時間が保障されていない。わが党が徹底審議を求める理由もそこにある。現在の混迷した状況を開拓するため、わが党は緊急の支援を必要としているカンボジアを対象とした特別措置を講

連合参議院との合意メモ

日本社会党と連合参議院は、わが国の国際貢献のあり方と「PKO法案」について率直かつ友好的な意見の交換を行つた。その結果、以下の諸点について合意した。

1. 国連の平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際緊急援助活動などに対し、日本が行う国際協力については、自衛隊の部隊または自衛官併任ではない隊員によって担われるべきことと意見の一一致をみた。
2. このため、これらの国際協力については、日本は早急に自衛隊と別個の「常設の組織」をつくり、その活動を展開するに必要な専

はアジアと世界の平和と議会制民主主義の健全な発展のために決意を新たにして、終盤国会にのぞみ、今後の政局に対応していただきたい。

門性を備えるものとして充実させていくべきことで意見の一致をみた。

3. 国連平和維持活動への参加・協力にあつては、その実施につき、事前の国会承認を要することで意見の一致をみた。

4. 政府提出のPKO法案等は、自衛隊の海外派遣、武力行使、指揮権問題などの重大な問題と矛盾をはらんでおり、今後の論議で解明すべき問題点が多いとの考え方で意見の一一致をみた。

5. 今後、世界の各地域において、ますます必要性が増大すると考えられる国際協力を積極的に推進するため、国民的コンセンサスや周辺諸国等の賛同と信頼を得られる方策と分野で日本が参加・協力を実施することができよう、各会派は早急に合意を形成し、法律と体制を確立するために努力すべきであること、連合参議院と日本社会党は、このために引き続き相互の協議の機会をもち、さらに他会派に対しても実りある協議を働きかけることで意見の一一致をみた。

なお連合参議院は、PKOについては、「凍結」「削除」等の意見があるが、「凍結」「削除」を提起する政党会派との接点を求めた。社会党は、すでに開始されているカンボジアの和平と復興のプロセスに対しては、「PKO法案」の処理とは別個に、現行法体系の

枠内でも協力できるあらゆる分野に、資金、人員、物資等を提供すべきであり、必要ならば新しい立法措置も検討すべきことを主張した。

今後審議を尽くし明らかにしていくことで一致した。

民社党との確認事項

社会、民社両党は、今国会の重要な課題であるPKO法案について意見交換を行い、以下の諸点について確認した。

一、国連に対するPKO協力については、ま

ずできることから実施するという立場から、PKOを先行させることについて意見が一致した。

一、シビリアン・コントロールを重視する見地から、国会での事前承認を明記することが、必要不可欠であることで意見が一致した。

社民連との合意メモ

日本社会党と社会民主連合は、わが国の国際貢献のあり方と「PKO法案」について率直かつ友好的な意見の交換を行った。その結果、以下の諸点について合意に達した。

① 国連の平和維持活動、人道的な国際救援活動、国際緊急援助活動などに対し、日本が行う国際協力については、自衛隊の部隊または自衛官併任の隊員によることは憲法上疑義もあり、許されないことで意見の一一致をみた。

② このため、国際協力につき、日本は早急に自衛隊と別個の「常設の組織」をつくり、

一九九二・四・二八

その活動を展開するに必要な専門性を備えるものとして充実させていくべきことで意見の一一致をみた。

③ 国連平和維持活動等への参加・協力にあたっては、その実施につき、事前の国会承認を要することで意見の一一致をみた。

④ 政府提出のPKO法案等は、自衛隊の海外派遣、武力行使、指揮権問題などの重大な問題と矛盾をはらんでおり、国民の理解とはほど遠く、今後の議論で解明すべき問題点が多いことで意見の一一致をみた。

⑤ 今後、国際協力を積極的に推進するため、

国民の合意や周辺諸国等の賛同と信頼を得られる方法と分野で日本が参加・協力するよう、各会派は一昨年の三党合意（注）の憲法の平和原則を堅持し、自衛隊とは別個に、国連の平和維持活動等に協力する組織をつくるという、原点に立ち戻り、日本社会党や社会民主連合、連合参議院も加わって、早急に合意を形成し、法律と体制を確立すべきであること、日本社会党と社会民主連合は、このために引き続き協議をつづけることで意見の一一致をみた。

なお、社会民主連合から、日本社会党は、国民合意の国際貢献のために各会派と積極的に話し合うべきとの意見が出され、日本社会党はこれに理解を示した。

日本社会党は、すでに開始されているカン

ボジアの和平と復興のプロセスに対しては、

「PKO法案」の処理とは別個に、現行法体

（注）三党合意とは、一九九〇年一月八日、自由民主党、公明党、民社党の三党間で合意された「国際平和協力に関する合意書」を指す。

金、人員、物資等を提供すべきであり、必要ならば新しい立法措置も検討すべきことを主張した。

金、人員、物資等を提供すべきであり、必要ならば新しい立法措置も検討すべきことを主張した。

日本社会党政策審議会編

日本社会党政策資料集成



▼ 社会党政策資料集成
網羅した政策資料集成

一九四五年の結党から一九九〇年

一回の総選挙までの、社会党が提起した主要な政策、法律等網羅的叢書

日本を網羅した初の政策資料集成。五つの時代区分毎に網羅し、解説を付した。

▼ 日本の戦後政治史への貴重な資料集

片山内閣から眞和島争、安政国会、沖縄国会、公害国会、反イーフン国会など、社会党が政府国民党と対決した政策の貴重な資料集。そのままで戦後政治史にとっての貴重な資料集でもあります。

▼ 政策形成の実績からみた日本社会党政

「何でも反対の党」といわれた社会党だが、労働、福祉、農業、中小企業政策などで政策提起の先駆的役割をはたしてきました。本書は政策活動面からの社会党史である。

▼ 連合政権を展望する21世紀への問題提起

戦後政治の監修者を迎えた今、消費税導入法案、政治倫理法案、土地基本法案等の四党共同提議案、土井謙のまほじめ第三回総選舉政策は、現在政策をめざし、新しい時代を切り開くための問題提起である。

本誌・B5判 上製 化粧函入140頁
定価・28,000円（税込・送料別）

日本社会党政策審議会

政策資料係 TEL(03) 3581-5111 内3886

資料

「ゴルフ等会員権問題関係」



「ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律」の成立経過について

いわゆるバブル経済とその崩壊の中で、昨年夏には茨城カントリークラブ事件が表面化するなど、会員の水増し募集や施設開設前の倒産などによる被害・トラブルが増加した。預託金制のゴルフ会員権事業についてはこれまで法規制がほとんどなく、同様の被害の拡大が懸念されたため、社会党商工部会は昨年九月、会員権取引の適正化に関する議員立法の検討を開始した。その後、政策審議会内にゴルフ等会員権問題対策特別委員会を設置、今年一月には社会党としての法案大綱を取りまとめた。これをもとに自民党など各党に働きかけた結果、自民党が大筋で社会党の大綱を取り入れた要綱を作成、これに公明党・民社党・社民連など各党も同調した。本法案は四月二十四日の衆議院商工委員会で武藤山治委員長（社会党）からの提案として発議され、同日衆議院で、また五月十三日には参議院で全会一致により可決し成立了。

（政策審議会事務局 仙波春生）

一九九二・一一・一一

会員権事業の運営の適正化に関する法律案大綱

日本社会党政策審議会

第一 目的

この法律は、会員権事業に係る取引を公正にし、及び会員等が受けることのある損害の防止を図ることにより、会員等の利益を保護し、あわせて会員権事業の健全な発展に資することを目的とするものとする。

第二 定義

一 この法律において「会員権」とは、ゴルフクラブ会員権、リゾートクラブ会員権及び政令で定める施設を継続的に利用できる権利（これらの権利に係る預託金等の額が政令で定める額に満たないものを除く。）をいうものとする。

二 この法律において「会員」とは、会員権を有する者をいうものとする。

三 この法律において「会員権事業」とは、会員を募集し、スポーツ施設、保養のための施設その他政令で定める施設を利用する事業をいうものとする。



第三 事業の届出

会員権事業を行おうとする者は、氏名、名称、住所、営もうとする会員権事業の種別、主たる事業施設の名称及び所在地、会員の種類及び数、拠出金の種類及び額、契約約款その他の事項を通商産業大臣に届け出なければならないものとする。これらの事項について変更を生じた場合も、同様とする。

第四 会員数の適正化

会員権事業者は、会員数を施設の種類、施設の規模等に照らして適正なものとするようしなければならないものとする。

第五 会員募集の開始時期

会員権事業者（会員権事業者から会員募集を委託された者を含む。）

第六から第八までにおいて同じ。）は、原則として、会員権事業用の施設を開設した後でなければ会員を募集してはならないものとする。

第六 誇大広告の禁止

会員権事業者は、会員募集に関する広告をするときは、当該募集に係る会員権の内容、会員の種類及び数、事業施設の概要その他の事項について、事実に相違し又は実際のものよりも優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないものとする。

第七 書面の交付

一 会員権事業は、会員の募集を行おうとするときは、会員にならうとする者に対しても、あらかじめ、会員権事業の氏名及び資産内容、事業施設の概要、会員の権利及び義務の内容、解約及び譲渡の可否、預託金の返還条件、会員の種類及び数その他の事項について、これらの事項を記載した書面を交付して説明しなければならないものとする。

二 会員権事業者は、会員権契約を締結したときは、会員権契約の

内容を明らかにする書面を会員に交付しなければならないものとする。

第八 不実告知の禁止

会員権事業者は、会員を募集するに際し、又は会員権契約の解除等を妨げるため、会員権契約に関する事項であつて顧客又は会員権契約を締結した者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならないものとする。

第九 書類の閲覧

会員権事業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を、会員権契約に関する業務を行う事業所に備え置き、会員の求めに応じ、閲覧させなければならないものとする。

第十 クーリング・オフ

会員は、契約締結時に交付された書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員権契約の解除を行うことができるものとする。

第十一 会員権の譲渡及び相続

会員権事業者は、正当な理由がある場合を除き、会員権の譲渡及び相続を制限してはならないものとする。

第十二 預託金の返還の確保

預託金の返還を確保するため所要の措置を講ずるものとする。

第十三 会員権事業協会

一 会員権事業者は、会員権事業に係る取引を公正にし、及び会員権契約を締結した者の利益を保護するとともに会員権事業の健全な発展に資することを目的として、会員権事業協会を設立することができるものとする。

二 会員権事業協会は、預託金の保全措置、会員権事業者に対する指導、会員権契約を締結した者等の苦情の解決等の業務を行うものとする。

第十四 行政措置

通商産業大臣は、会員権事業者が、第六、第七若しくは第八に違反する行為をし、又は最終予定会員数を上回る会員の募集、管理費の不当な値上げ、会員権契約の一方的解約その他の会員の利益を不当に害する行為をしたときは、会員権事業者に対し必要な行政上の措置を講ずることができるものとする。

第十五 罰 則

所要の罰則を設けるものとする。

第十六 その他

報告及び立入検査、権限の委任等について所要の規定を設けるものとする。

第十七 施工期日等

一 この法律は、平成 年 月 日から施工するものとする。
二 訪問販売法等の関係法律について、所要の規定の整理を行うものとする。

第二 定 義

1 「会員契約」とは、当事者の一方が相手方に対してゴルフ場その他スポーツ施設又は保護のための施設であつて政令で定めるものを継続的に利用させる役務（以下「指定役務」という。）を提供することを約し、相手方がこれに応じて政令で定める金額以上の額の金銭を支払うことを約する契約をいうものとすること。

2 「会員制事業者」とは、会員契約に基づき指定役務を提供する事業（以下「会員制事業」という。）を行う者（会員制事業を行おうとする者を含む。）をいうものとすること。

3 「会員」とは、会員制事業者から会員契約に基づき指定役務の提供を受ける者をいうものとすること。

4 「募集」とは、広告その他これに類似する方法により会員契約の締結について、勧誘をし、若しくは勧誘をさせること又は会員契約の締結をすること若しくは会員契約の締結の代理若しくは媒介を行わせることをいうものとすること。

5 「会員契約代行者」とは、会員契約の締結の代理又は媒介を行う者をいうものとすること。

6 「預託金」とは、会員が会員契約に基づき会員制事業者に支払う金銭（以下「拠出金」という。）のうち会員制事業者が会員に対して将来返還することを約したものとすること。

（第一条関係）

第一 目 的

この法律は、ゴルフ場等に係る会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員が受けることのある会員契約に係る損害の防止を図ることにより、会員の利益を保護し、あわせて会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的とする」と。

（第一条関係）

第三 募集の届出

会員制事業者は、募集をしようとするときは、あらかじめ、会員制事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法、指定役務の内容、指定役務に係る施設の開設時期その他当該施設について計画、会員の数についての計画、拠出金の種類及び額、預託金の額及び措置期間並びに預託金を返還することを担保するための措置の有無及びその内容、会員契約の変更に関する事項、会員制事業者が会員の

数についての計画を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他の会員契約の解除に関する事項、会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときはその内容その他の事項を主務大臣に届け出なければならないものとすること。

(第三条関係)

第四 会員契約の締結時期の制限

会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に係る施設が開設された後でなければ、当該施設に係る会員契約の締結をしてはならない。ただし、当該施設の開設に係る工事に関し必要とされる法令に基づく許可等の処分があった後であり、かつ、当該施設が開設されないこととなつた場合において拠出金の二分の一以上に相当する額の支払を担保する旨の契約（以下「保証委託契約」という。）を締結し、主務大臣に届け出たときはこの限りでないものとすること。

(第四条関係)

第五 書面の交付

1 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結（会員契約の締結の媒介を含む。）をしようとするときは、顧客に対し、

当該会員契約が成立するまでの間に、会員契約の内容及びその履行に関する事項並びに会員制事業者の業務及び財産の状況に関する事項を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

2 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約を締結したときは、会員に対し、指定役務の内容及び提供時期、指定役務に係る施設の開設時期その他当該施設について計画、会員の数及び新たに会員契約を締結しようとする者の数、拠出金の種類及び額並びに支払の時期及び方法、預託金の額及び預託期間並びに預託金を返還することを担保するための措置の有無及びその内容、会員契約の変更に関する事項、会員制事業者が会員の数についての計画

を変更する場合において会員が会員契約を解除することができる旨の定めがあるときはその内容その他の会員契約の解除に関する事項、会員契約に基づく会員の債権の譲渡に関する定めがあるときはその内容、保証委託契約を締結している場合にあってはその内容その他の事項を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

3 第三の届出をした会員制事業者は、会員の数についての計画等を変更しようとするときは、あらかじめ、会員に対し、当該変更の内容を記載した書面を交付しなければならないものとすること。

(第五条関係)

第六 誇大広告の禁止

会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約に関する事項について広告をするときは、著しく事実に相違する表示をし、又は実際にものよりも著しく優良であり、若しくは有利であると人を誤認させるような表示をしてはならないものとすること。

(第六条関係)

第七 会員契約の締結又は更新についての勧誘等

1 会員制事業者又は会員契約代行者は、会員契約の締結又は更新についての勧誘をするに際し、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならないものとすること。

2 会員制事業者は、会員契約の解除を妨げる目的をもって、会員の判断に影響を及ぼすことになる重要なものにつき、不実のことと告げる行為をしてはならないものとすること。

(第七条関係)

第八 不当な行為等の禁止

会員制事業者又は会員契約代行者は、威迫する言動を交えて、会員契約の締結若しくは更新についての勧誘をし、又は会員契約の解

除を妨げること等をしてはならないものとすること。

(第八条関係)

第九　書類の閲覧

第三の届出をした会員制事業者は、業務及び財産の状況を記載した書類を事業所に備え置き、会員の求めに応じ、閲覧させなければならぬものとすること。

(第九条関係)

第十　指示

主務大臣は、会員制事業者又は会員契約代行者がこの法律の規定に違反した場合において、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとすること。

(第十条関係)

第十一　業務の停止等

主務大臣は、会員制事業者又は会員契約代行者がこの法律の規定に違反した場合又は第十の指示に従わない場合において、会員制事業者又は会員契約代行者に対し、会員契約の締結、更新又は解除に係る業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができるものとすること。

(第十一條関係)

第十二　会員契約の解除等

会員は、第五の2の書面を受領した日から起算して八日を経過したときを除き、書面により会員契約の解除を行ふことができるものとすること。

(第十二条関係)

第十三　会員制事業協会

1　主務大臣は、会員契約の締結及びその履行を公正にし、並びに会員の利益を保護するとともに、会員契約に基づく役務の提供を適正かつ円滑にすることを目的として民法第三十四条の規定により設立された法人を会員制事業協会として指定することができるものとすること。

2　会員制事業協会は、会員制事業者に対する指導、勧告、会員等

からの苦情の解決、預託金等に係る会員制事業者の債務の保証その他他の業務を行うものとすること。

3　主務大臣は、会員制事業協会に対し、改善命令等所要の監督を行うものとすること。

(第十三条～第十六条関係)

第十四　適用除外

1　この法律の規定は、この法律以外の法律の規定であつてこれにより会員の利益の保護が確保されるものの適用を受ける契約の締結又はその代理若しくは媒介の行為として政令で定めるものについては、適用しないものとすること。

2　この法律の規定は、特別の法律に基づいて設立された組合並びにその連合会及び中央会その他の政令で定めるものがその直接又は間接の構成員と締結する会員契約については、適用しないものとすること。

3　この法律の規定は、国又は地方公共団体が会員制事業者として締結する会員契約については、適用しないものとすること。

第十五　主務大臣

主務大臣は、通商産業大臣及び役務を提供する事業を所管する大臣とするものとすること。

(第二十条関係)

第十六　権限の委任

主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、地方支分部局の長又は都道府県知事に行わせることができるものとすること。

(第二十一条関係)

第十七　その他

報告徵収及び立入検査、罰則等について所要の規定を設けるものとすること。

第十八　附 則

1　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内にお

いて政令で定める日から施行するものとすること。

2 第四の規定は、この法律の施行前に第四に規定する許可等の処分があつた施設又はこの法律の公布の日前に会員契約の締結があつた施設について会員契約を締結するときには、適用しないものとすること。

3 その他所要の経過措置を設けるものとすること。

講ずること。

五、この法律の施行の際に施設を開設し事業を営んでいる会員制事業者についても、会員名簿の発行等により会員数に関する情報の適正な開示に努めるよう的確な指導を行うこと。

六、会員が会員制事業者に支払う預託金について、その本来の目的である会員契約に係る施設の建設及び会員制事業の運営に支出されるよう的確な指導を行うこと。

七、この法律の目的の円滑な施行のため、関係政省令の早期公布に努め、施行日までの間における第四条ただし書において定められる許可等の処分に当たっては、この法律による会員保護のための措置が不當に形骸化しないよう関係機関の慎重な対応を確保すること。

八、本法施行後、会員数、預託金の保全等に係る会員契約をめぐるトラブルの状況に応じ、会員保護の一層の充実の観点から必要な場合には、事業協会の業務の活用等により適切に対処すること。

要望事項

一九九二・四・二四（衆議院商工委員会）

- 一、本法の対象となる会員契約に係わる施設の政令指定は、スポーツ・保養施設等の会員権取引をめぐるトラブルの増加等の実態を踏まえ、消費者被害の拡大を未然に防止するという観点から機動的に行うこと。
- 二、本法の対象となる会員契約の支払い金額の下限を政令で定めるに当たっては、各種の会員権取引の実態及び消費者被害の生ずる可能性の程度等を踏まえ、規制対象が過度に広範となることのないよう配慮すること。
- 三、会員契約の内容を変更する場合の会員制事業者の会員への書面交付義務について、省令において変更の範囲を定めるに当たっては、会員の利益保護が十分図られるよう適切に措置すること。
- 四、事業協会の適切な運営等により、会員の地位及び権利が十分に保護されるよう既に事業を営んでいる者を含めた的確な指導及び措置を



一九九二・四月

質の良い医療サービスを 提供し、安心して働ける 労働環境をつくるために

—看護職員確保政策大綱—

日本社会党シャドーキャビネット
福祉・労働委員会

国民生活のゆとり・豊かさ実現への諸施策を実現し推進するために
は看護介護ヒューマンパワーの不足の解消が緊急の課題となっている。
中でも看護職員の不足は慢性的な状況となっており、看護婦に過密な
労働を強いているだけでなく、医療サービスの質の低下を招いている。
今後の高齢化社会の進展と保健医療需要の高度化・多様化による看護
需要の高まりと一方における若年女子を中心とする労働力不足の中で
こうした状況はより深刻化することが予測される。我が国の医療は国
の低医療費政策のためにいくつもの矛盾を抱えているが、なかでも、
医療を担う人々にその犠牲がしわ寄せされている。看護職員の確保は
現在の医療の最大の課題の一つである。こうした認識にたち、看護職
員の待遇と労働条件の改善、養成制度の充実、看護行政の改善等を含
め抜本的な政策を推進する必要がある。
われわれが考える政策の柱は以下のとおりである。

一、待遇・労働条件の改善

1 給与の引上げ

給与引上げは依然として処遇改善要求のトップを占めている。
給与を他産業・他職種と比較して優遇しなければ医療職場に人は
集まらない。看護婦の賃金水準は国・公立病院のほうが民間病院を
上回っており、一般産業の場合とは異なり、国立病院に勤務して
いる看護婦の給与に関する人事院勧告「医療職(三)表」が公立
及び公的病院に波及し、それが民間病院へと波及する構造になっ
ている（但し民間病院への波及効果はそれ程大きくなはない）。こ
の観点から看護婦の給与全体を改善するために「医療職(三)表」
の大幅な引上げとその体系の見直しが重要である。また、夜勤手
当等の改善が必要である。

2 完全週休二日制・週四〇労働時間の実現

他産業とくらべて医療職場における労働時間短縮は大きく立ち
遅れしており、これが看護婦不足の主たる原因となっている。こう
した状況を踏まえ完全週休一日制と週四〇労働時間を早期に実現
する必要がある。国立病院・療養所では昨年九月からようやく完
全週休一日制が試行されたが、その他病院への影響を考慮し、で
きるだけ速やかに本格実施に移行すべきである。但し、土曜休診
を前提とした休日救急医療体制の新たな整備を同時に実現させる。
3 複数・月八回以内の夜勤体制の確立

夜勤体制について一九六五年に、人事院の判定が出されて以降
三〇年近い年月が経ったにもかかわらず、夜勤回数（準夜勤・深
夜勤合計）の平均は九・〇回となっており依然として改善が進ん
でいない（一九八九年看護協会調査）。夜勤回数の多さが結婚し
子供ができる後の勤務の継続を困難なものにさせている最大の原
因である。したがって、複数・月八回以内の夜勤体制の確立がも
つとも重視されるべき課題である。

4 福利厚生施設等の拡充

ことどもを持つ看護婦が安心して働く施策の一環として保育所

等の院内福利厚生施設充実への一般会計等からの助成を一層拡大する。研修やリフレッシュ休暇を確立する。

らわれず、診療側、支払側、学識経験者のほかに看護職員等も含めて構成される「診療報酬検討委員会」（仮称）を設け、次回の診療報酬改定までに結論を得ることとする。

二、職員配置基準の改定

現在の医療法（施行規則第一九条の四項）によって看護婦の配置基準は入院患者の数四人に對して一人となつていて、この配置基準のままでは完全週休二日制・週四〇労働時間や「一・八」夜勤体制の実現は困難である。これらの条件が実現できるような基準を設けるとともに、最低基準を設けそれを下回る場合には診療報酬によるペナルティだけではなく、病床の閉鎖もしくは使用を制限するような措置が検討される必要がある。精神・結核病院などにおける配置基準の特例を廃止できる条件整備を行う。

三、診療報酬の改善

現在の診療報酬は医療サービス（＝「診療」）に対する報酬といふ考え方を基本としているために、直接的に人件費が反映されない体系になっている。現在の診療報酬の中では医師及び看護婦等コメディカル・スタッフの集積としての技術料を重視するとともに、人件費重視の体系に改革することが必要である。

そのために当面以下のことを検討する。

- (1) 看護料について最低限看護婦の実質賃金を確保できる水準に改める。
- (2) 看護機能を適正に評価するために看護管理料を新設し、経験があり熟練の高い看護婦が働きやすい環境をつくる。
- (3) 看護職員だけでなく理学療法士、作業療法士あるいは医療ケーブルーカー等その他の医療職種についても同様の考え方をとることとする。

- (4) 診療報酬体系の改革を検討するために、現在の中医協の枠にとどまる。

四、養成及び教育体制の再編成と改革

これまでの「数」重視の安上がり養成政策を転換し、「質と量」を兼ね備えた看護教育・養成制度に改革する。

- (1) 准看護婦養成制度を廃止するとともに、一定の実務経験をもつ准看護婦が学歴に関わりなく看護婦国家試験を受験できるようになる。そのため学習しやすい条件を公的に支援する。
- (2) 看護婦養成費は基本的に公費で負担するようにし、民間病院等が診療報酬を主要財源として経営する看護婦養成学校・施設への公費助成を拡大する。
- (3) 新設医科大学に看護婦養成学校・施設を設ける。また、看護大学を全県に設ける。

五、潜在ヒューマンパワーの活用

- (1) 養成教育機関を再就業を希望する人のために開かれたものとし、教育・再訓練の機会を保障する。これに必要な費用に積極的に国の財源を導入する。
- (2) 潜在看護婦が職場に復帰しやすい方法の一つとして、社会党などが提出しているパート労働法の制定等により短時間勤務の正規職員制度の導入を積極的に検討する。

六、看護行政の刷新

- 看護婦にとってまらず、保健医療福祉ヒューマンパワーの確保は当面の課題であると同時に中期的政策課題であり、かつ、厚生行政、労働市場政策あるいは教育制度など多面的な施策が結びつく必要がある。

ある。しつした観点にたち以下のことを検討する。

- (1) 内閣総理大臣の下に関係省庁を網羅した「保健医療福祉人材確保対策推進本部」(仮称)を設置し、一元的な保健医療福祉人材確保のための施策を進める。
- (2) 保健医療と福祉の連携の必要性が高まつており、かつ、福祉の市町村への権限移譲が進んでおり、これらを踏まえ、看護婦確保を含め医療計画の策定など市町村の役割を高める。
- (3) 民間病院の看護婦等の労働条件等にたいして一定の規制力を有する全国的なガイドラインを示すことができる第三者機関の設置を検討する。

七、政府の「看護婦等の人材確保の促進に関する法律案」の問題点とわれわれの対応

政府が今国会に提出している看護婦確保法は具体性に欠け実態のない法律となっている。国会の審議の中で以下の諸点を重点的に取り上げていく。

1 法律案は予算非関連の法律となっている。国の財政・金融措置については単なる努力義務となつておらず、具体的な措置を約束させなければならない。

2 法律案は基本的に看護婦の求人難をいかに緩和するかという求人側の発想に立った対策となつていて、この法律によって現実の看護職員の待遇や労働条件養成システムの改善あるいは資格者としての地位向上をどのように高めていくかなどについては具体的な規定はなにもなく、すべて基本指針策定まかせとなつていて、

3 しかも、基本指針の中にどの程度具体的な確保策が盛り込まれるかは全く不明である。また、病院経営者に対してどの程度の意味をもつかと言えば、法律案によると国と都道府県が看護婦等の確保を図るために必要な場合に、病院開設者に対して「指導と助

言」を行う程度とされている。したがつて、基本指針の具体的な内容を明らかにさせるとともに、それを守らない病院はその名を公表するなど一定の義務規定を設けることが必要である。

4 この法律は例えばわれわれが主張する看護基準を満たしていない病院へのベッド規制等に必要な医療法の改正等、その他の既存の関係諸法規にはいっさい手がつけられていないことも大きな欠点である。現在国会に提出されている医療法改正案審議の中でのことを明確にさせていく。

5 看護婦確保策に対する政府の統一的な取組みが弱くこれが法律案にも反映されている。待遇の改善では国立病院や自治体病院などが既存の国公法・地行法あるいは人事院制度でカバーされるという理由で適用外におかれている。また、基本指針の策定そのものに自治大臣は参加せず、「協議する」ということになつているだけである。

6 法律案の目玉として潜在看護婦の掘り起こし機関として位置づけられている「ナースセンター」が看護婦不足を求職者側に責任転嫁する危険のないように運営されることが重要である。

一九九二・五・一三

医療法一部改正案に対する 修正及び補強に関する要求

日本社会党厚生部会

われわれは、政府提出の医療法一部改正案に関して、国民医療を発

展させる立場から以下の項目について修正を行うよう申し入れる。政府自民党の誠意ある解答を求める。

記

1 法の目的（現行法第一条）

政府案は、法の基本性格を医療施設的な現状から医療基本法的なものへと転換しようとしている。このため、第一条（目的）をそれに相応しいものに改正する必要がある。具体的には、医療の担い手と医療を提供する施設の両面から、医療を提供する体制を確保する目的であることを明確にすること。

2 インフォームド・コンセント（改正案第一条の二又は第一条の四）

医師と患者の信頼関係が、いわゆるインフォームド・コンセントによって形成されるという基本原則を明らかにする必要がある。この立場から、たとえば「病状や治療法の説明によって、患者の理解と同意を得るよう配慮する医師、歯科医師の努力義務」を明確にすること。

3 国・地方公共団体の責務の拡大（改正案第一条の三）

国及び地方公共団体の責務として、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制」の確保だけではなく、「必要な医療の担い手を確保するための措置」を講じなければならないものとする」と。

4 医師以外の担い手の明記（改正案第一条の四及び同条第三項、第二一条第一号及び第一号の二、第二二条の二第一号その他）

「医師、歯科医師その他の医療の担い手」を「医師、歯科医師、薬剤師、看護婦その他の医療の担い手」とすることによって、いわゆるパラメディカルの重要性を踏まえた表現をとること。

5 薬局及び薬剤師の明記（同第一条の二第一項及び第一条の四第一項）

医療提供施設を例示する場合は、「病院、診療所、老人保健施設、薬局その他」として、新たに薬局を追加すること。また、医療提供施設の診療従事者として医師、歯科医師をあげる場合は、「医療提供施設において診療又は調剤に従事する医師、歯科医師又は薬剤師」とすること。

6 療養型病床群ではなく療養型病棟（改正案第一条の五第一項その他）

療養型病床群とは何を単位とするものかがまったく不明である。したがって、病棟単位であるなら「療養型病棟」、看護単位であるなら「療養型看護単位」とすることによって、制度を簡潔に表現すること。

7 有床診療所の時間制限撤廃（現行法第一三條）

有床診療所への入院を四八時間以内とする現行法の制限を撤廃し、有名無実となっている実情に即したものに改めるとともに、シヨート・スティなどの新たなニーズに応じられるようにすること。

8 病院には例外なく専属薬剤師を（現行法第一八条）

現行法は、病院又は医師が三人以上勤務する診療所には専属薬剤師を置く義務があるが、所在地の知事の許可を受ければ、これを免れるようになっているが、これを改め、病院には例外なく置くこと。

9 総合病院の拡充（現行法第四条及び第二二条）

身近なところに精神科の通院施設を確保することをめざし、とりあえず現行法で「内科、外科、産婦人科、眼科及び耳鼻咽喉科」を必要としている総合病院を拡充し、精神科外来部門を必置とする」と。

10 受診抑制の回避（改正法第四条の二その他）

医療施設機能の体系化にあたっては、「誰でも、いつでも、どこでも」国民が良い医療を受けることができるという原則を踏まえ、患者が公平な医療を受け、その受診が抑制されないようにする」と。

- 11 紹介外来制と特定機能病院（改正案一六条一）
 特定機能病院にいわゆる紹介外来制度をそのまま適用しないこと。
 また、紹介に際しては地域の実情を十分に配慮すること。
- 12 大学病院のあり方
 教育研究と診療の二つの機能を併せもつ大学病院のあり方については医療費の効果的な使途も含め検討を進めること。
- 13 特定機能病院に医療品情報管理室（改正案第一二一条の二）
 特定機能病院の必要施設として、医療品情報管理室を加えること。
 また、特定機能病院においては、新薬の使用頻度が高いので病棟薬剤師を配置すること。
- 14 職員不足病床の使用制限（改正案第一一条第一項又は現行法第二四条）
 病院が法定人員に関する省令に違反する場合、都道府県知事は、不足要員相当の病床について使用を制限することができるようになること。なおこれが実施される場合、患者の側に不都合が生じないよう、例えば、数カ月前から通告するなどの措置をとること。
- 15 医療計画の充実（現行法第三三条の三第三項第一号）
 都道府県の医療計画に定めるべき内容として「べき地の医療及び休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項」を任意記載事項から必要事項に改めるとともに、「べき地の医療及び休日診療、夜間診療の確保及び医療圈」との救急医療体制の確立に関する事項と改めること。また、小児総合医療機関や難病治療機関の整備・確保を必要事項に加えること。
- 16 医療計画における市町村との協議（現行法第三三条の三第一〇項）
 医療計画の策定・改定にあたって「市町村の意見を聽かなければならない」としているが、ただ聞き置くだけの場合が多いので「関係市町村と協議しなければならない」に改めること。
- 17 医療法人の業務拡大（改正案第四二条）
- 18 国公立病院の役割（新規）
 国立病院及び自治体病院は、救急、休日・夜間、僻地・無医地区などの医療、各種難病に関する医療、担い手の教育・研修などについて、積極的な機能を發揮するよう努力すること。
 19 看護婦等の開業権の確立（新規）
 保健婦・看護婦及び理学療法士・作業療法士に開業権について、それぞれの身分法における業務の見直しとともに、検討を進めること。
- （政省令等に関する事項）
- 1 職員配置基準の全面改定
 完全週休二日・週四〇時間以下の労働、複数・月八回以内の夜勤、五〇床以下の看護単位などを完全実施できるような基準に改めること。
- 2 精神科特例等の取り扱い
 精神・結核などにおける看護職員配置基準の特例を廃止できよう、人材確保のための多様な施策の展開などによって、その条件整備に努めること。
- 3 施設内の掲示事項
 病院・診療所内に掲示しなければならない事項として、保険外負担の内容と料金、差額室料とその設備概要等を加えること。
- 4 広告できる事項
 入院調剤技術基本料や運動療法料・作業療法料などの対象としての人員・施設基準を充足しているとして承認されている旨の広告、訪問看護、総合検診、経過観察（フォローアップ・システム）など

の実施に関する広告、紹介提携医療機関の広告などができるようになります」と。

5 病院施設基準の運用

病院の施設基準については、すべての施設が病院内になければならぬとするような運用を改め、一部のものは隣接であっても、公道によって隔てられていても良いものとする」と。

〈シャドーキャビネット関係〉

一九九二・四・二八

「林業労働力確保法案」

制定を提唱する

——荒廃する森林、衰退する林業、国民の財産、
「緑」を守るため、今こそ、実効ある方策の確立を——

日本社会党シャドーキャビネット
農林水産委員長 村 沢 牧

このの中、昨年の第一二〇国会における「林野」法の改正によって、民有林・国有林一体となった森林・林業の再建に向けた一応の道筋が示された。しかし、残された大きな課題として林業労働力の確保の問題がある。

今日、林業就業者の減少と高齢化は深刻であり、先にだされた九年版「林業白書」によても、九〇年の林業就業者数は一一万人と八五年から三万人も減少し、年齢構成も五〇歳以上の就業者数の割合が六九%と高齢化が著しく進んでいる。また、賃金形態についても日給制がほとんどであることや就労期間が短いことなどから年間所得が安定していないこと、労働災害の発生率が他産業に比べて著しく高いことといった、様々な深刻な問題が指摘されていながら、具体的な対策に関しては従来型の域を越えていないのが現実であり、一日も早い林業労働力の確保策の確立が求められている。

このような政策確立の要請に応え、現在わが党は「林業労働力確保法案」の成案化に向け作業を進めている。この法案の基本的な考え方は別紙のとおりだが、本法の制定を実現を図ることにより、一人でも多くの林業労働者を確保し、わが国森林・林業の再建を強固なものにしていきたいと考える。

◇林業労働力確保法案政策大綱

(目的)

わが国の森林は国民へ木材を供給するほか、水資源かん養機能、土砂流出防止機能、保健休養機能、酸素供給・大気浄化機能など、多くの公益的機能を有している。
ところが、この国民生活になくてはならない森林とそれを維持・保全する林業が、今日崩壊の危機に瀕している。これは、外材輸入依存体制の促進にみられるような、政府の林業保護政策や森林資源政策の軽視がわが国森林・林業の将来展望を壊失させ、森林管理の担い手である山村地域の過疎化、高齢化を引き起こし、森林の荒廃や林業の衰退を招いてしまっているからである。

〔事業主等の責務〕

事業主に対し、その雇用する林業労働者に対する及び本法の「目的」実現に関する責務を明記することとする。

〔国及び地方公共団体の責務〕

国及び地方公共団体は、前記「目的」実現のため必要な施策を総合的かつ効果的に推進するよう責務を明記することとする。

〔国による「基本指針」の策定〕

林業労働者の福祉の増進に関する国的基本指針を定めることとする。

〔都道府県による「地域林業労働計画」の策定〕

「基本指針」に即した林業労働者の雇用の安定、雇用管理の改善促進、能力開発等に関する都道府県の計画策定について定めることとする。

〔事業主による「改善計画」の策定〕

林業労働者の全般的福祉の増進に関する計画を事業主が策定し、都道府県が認定することとし、認定事業主に対しては国及び自治体が助成を行うこととする。

〔都道府県による「法人」の指定〕

林業労働者の福祉の増進を目的とした法人（林業労働者雇用安定センター）を都道府県が指定することとする。

同センターは関係者に対する雇用情報の提供、技能修得研修、関係者からの相談その他、福祉増進を図るための業務を行うこととし、必要経費は国及び自治体が助成することとする。

一九九二・五・一三

「新しい農業・農村・食糧政策」

に関する申し入れ

農林水産省は昨年五月以来、「新農政検討本部」、同「懇談会」が検討を続けていた「新しい農業・農村・食糧政策」（新農政）を近くまとめて、「新農政」の方向づけを行うことになっているが、いま、農業がかつてない重大な危機を迎えているとき、次のような基本課題に留意し、全国の農業者、消費者、国民の期待に十分応えるよう努力すべきである。

記

一、農業基本法農政三十年の反省に基づくべきである。

わが国の農林業は進展する経済の国際化のなかで、ガット・ウルグアイラウンドに象徴されるように国外からの農畜産物の輸入圧力を受ける一方、国内的にはコメ過剰による際限もなく続く減反政策、低迷する農産物価格などによって農業各部門の経営はいきづまり、加えて高齢化、過疎化、後継者難、労働力不足など農林業の存続すら危ぶまれるかつてない危機的状況を迎えている。

わが国農林業のこの危機的な現状は、工業、貿易優先の自民党政権による三十年にわたる農業基本法農政のもとで、農林業の理念と将来像を見失い、国民食糧の安定供給・安全確保のための食糧自給向上の努力をおこしたり、農林業のもつ社会的、公益的機能を無視し

て財界主導による効率至上主義、市場原理一辺倒の基盤法農政にその原因がある。

農業基本法が目標とした農林業の歐米型効率化・近代化政策は中央集権化により農業・農村から自主性と創造性を奪い、しかも二度にわたる高度経済成長の大波の中で、土地と水と人“を奪い農業・農村の生産・生活基盤は根底から崩壊した。「選択的拡大」の名による畜産と耕種農業は、単作化の中で農畜産物の自由化、輸入拡大政策により衰退の一途をたどり、一〇〇%自給の米をのぞき壊滅的打撃を受け、その結果、食糧自給率で四七%、穀物で三〇%と先進工業国でも例を見ない最低の水準となっている。しかも、そのコメもガット・ウルグアイラウンドに見られるように市場開放が迫られ国民の主要食糧の安全保障がいま改めて問われようとしている。二、五ヘクタール、一〇〇万戸の「自立経営の育成」もコメの減反政策、構造政策のおくれ、農畜産物の価格抑制政策の中で兼業化が進み、高齢化、過疎化、後継者難により全国で二十数万ヘクタールに及ぶ耕作放棄地とともに、基幹男子従業者の中に占める六五才以上の比率が十年後には四三%まで進むと予想され家族農業経営の存続すら危ぶまれている。それは農村社会の崩壊だけでなく、わが国農業のもつ食糧の潜在生産力を喪失させ環境の破壊とともに将来の食糧の安全供給にも大きな障害をきたすと予測されている。しかも昨年度の新規学卒就農者は一八〇〇人と二千人を割り、大企業一社の新人採用にも及ばないという事態の中で、集落の維持さえ困難にする農村の人工流出で深刻化する「過疎」の反面、首都圏に代表される大都市一極集中による“過密”は深刻な土地問題を惹起している。歐米並みの近代化、効率化をめざした農業基本法体制の三〇年の現実を改めて認識し、新たな視点の中で、全国の農業者、消費者、国民の要請に応える「新農政」の確立がのぞまれている。

一、新たな農業理念と将来展望（ビジョン）を示せ

(1)

第一次産業である農林業は土地を通じて人間の生命と生活を維持するためには必要な農産物を生産するばかりでなく、環境保全、社会的公益機能という外部経済効果をもつてゐる産業である。それはそもそも自然を無視しては成り立たないものであり、自然の中に溶け込み、それと共生しなければ生産できないものである。そこには徹底した利潤と合理性を追求できる工業と全く違った姿がある。効率至上主義、利潤追求の視点からのみ考えるなら農業より、工業のほうがはるかに有利であることは明らかである。しかし、農林業は国民の生命の維持と再生には不可欠のものである。農林業のもつ外部経済効果とは、国民に不可欠な社会的、公益機能であり、環境問題、地域経済活性化が叫ばれる最近になってようやく認識されはじめしてきた。

(2)

それは①国土・自然環境保全機能であり、農林業が営まれることによって農地、森林資源の維持、水資源のかん養、洪水・土砂流出の防止、大気の浄化、景観の維持など間接的効果をもたらしている。こうした外部経済効果は正確に算定することは困難だが、一九八〇年の推定では三七兆円、水田だけでも五兆円～一二兆円（「農業白書」一九九一年）といわれている。農林業は工業と違つて“見えざるストック（国富）”を作り出し、それを豊かにする産業といえる。②地域経済活性化機能は、地域振興を通じて国土の均衡ある発展をはかるための要としての農業の役割であり、首都圏等の一極集中に対置した地域政策としての地域農業・農村活性化対策が不可欠である。③文化・社会的機能として、伝統的な日本文化を継承・発展させるものとしてのお祭り、郷土芸能、郷土食の見直し、他方では消費者との産直運動を通じての交流・イベントなど工業化社会の深化、都市化が進めばその必要性はますます増大するものといわなければならない。④地球環境問題への対応として、農業は工業に対比して環境調和型産業といわれな

がらも欧米に見られる農薬・化学肥料の多投入による環境汚染が問題となっている中で、農業・化学肥料の低投入要請とともに水田農業の湛水能力や、土と水と緑を守る環境・農業の調和両立型農法として世界的に評価されようとしている。

以上の農林業のもつ多面的機能と役割を明確にし、農林業の理念と将来展望を示す場合、今、わが国農林業が直面している困難な課題は、単に農業者や農村だけの問題ではなく国民経済全体、消費者全体、国民全体としての問題意識に立ち、国際化への対応が叫ばれる中で「日本農業はどうあるべきか」という大胆な政策提起でなければならない。

これまでの農業基本法農政は農政理念として現実的意味をもたず、今日の事態を招いているのである。「新農政」の確立に際しては新しい農業理念の構築とともに、具体的な政策との整合性が常に検証され、農林業の将来展望が明らかにされるものでなければならぬ。そのため、①農産物貿易に係わる国境調整措置の明確化②食糧自給向上のための具体的な施策③主要食糧の備蓄水準④土地利用計画と必要な農用地の確保⑤環境保全型農業と地域政策のあり方⑥農畜産物の価格と所得政策の明確化⑦後継者対策と育成すべき経営体のあり方⑧農村社会維持向上のため福祉、生活環境対策等を明らかにすべきである。

一、「新農政」への基本政策のあり方

これまで述べてきたように「農業基本法三十年の総括と反省」のうえにたって「新たな農業理念と将来展望（ビジョン）」のもとで「新農政」を策定するに当たっては、次のような政策課題に対応すべきである。

(1) 食糧自給率を向上させる課題は、日本農業のあり方について国民的合意を形成していく上で最も重要な課題である。そこには農村と都市の差を越えて安全で適正な価格で良質な食糧を安定

的に供給し、人間らしくより豊かに安定した生活の創出という国民的課題があるからである。農村と都市がそれぞれの立場で見るのではなく生産者、消費者が共通の認識にたって日本農業の将来を考えるよう大胆な政策を提起すべきである。

(2) 不透明なガット・ウルグアイラウンドは閣僚の不規則発言やマスコミの論調により農業・農村のみならず国民全体に不信感といらだちを与えており、世界最大の食糧輸入国であり、食糧自給率がカロリーで四七%、穀物で三〇%という先進工業国の中でも最低水準にあるわが国が、基礎的食糧の自給を主張することは当然であり、ガット・ウルグアイラウンドのなかで食糧輸入国の農業の立場を強く主張し実現すべきである。同時に食糧の安全保障を主張するならば、この主張にそった国内農業政策の確立をはかるべきである。

(3) わが党は、一九八九年に「食糧自給率向上・地域農業確立のための新農業プラン」また、一九九一年には「自立・共生・革新の地域農業振興対策—中山間地域対策を中心として」をまとめた。この中から「地域農業振興法案」「中山間地域農業振興法案」「青年農業者就農援助法案」を国会に提出する。（「青年農業者就農援助法案」は参議院に提出ずみ）

わが党は、この「新農業プラン」の中で①農林業の役割と位置づけを明確にし②食糧自給率の必要性を強調し③水田の有効利用、畜産の振興、中山間地域の活性化の三課題結合による地域農業の確立を提起している。また、「地域農業振興対策」の中では①地域農業確立への基本課題として分権・自立の地域農業の振興、すなわち、農業者が主人公になり地方自治体等が自主的、創造的に計画した地域農業振興計画を国は積極的に支援し、地域資源を積極的に活用する地域分権型農林業のあり方を示している。②また、土地改良等生産基盤整備における農業者の大幅負担軽減③生産組

織と担い手の育成④農協の地域農業の再編の主役を果たす一等を提起している。

(4) とくに社会党は農業基本法農政のひずみが集中している中山間地域対策として、①平坦地とは異なった自然条件を生かし、有機農業等による安全で新鮮な食糧の生産と供給②水田、森林・林業等の生産活動を通じて自然環境の保全③都市生活者への休養、レクリエーションの場の提供など多様な機能を通しての雇用、所得の確保をはかることを提起している。

(5) この中山間地域対策の中での特徴は、中山間地域の農業者が低農薬、有機農業を導入した場合、一定水準の所得補てん策を導入したことである。いわゆるデカップリング対策はフランス、ドイツ等ECの中で十年を越えて導入され、国民的合意を得られているのである。わが国の中山間地域も一日も早く所得補てん策を導入すべき時代を迎えている。

(6) 全国で五〇%を越す中山間地域市町村の農林業、地域経済の活性化を確立することによって生産、雇用、社会的条件の比較的恵まれている近郊、平坦地農村の振興対策もおののぞと明らかになるはずである。いわゆる川上（中山間地域）の崩壊を防ぐことによつて将棋倒し的な川下（平坦地）の崩壊を防ぐことが緊急な課題であることはいうまでもない。

(7) 農業経営体と担い手のあり方については、地域農業を推進するためには専業、兼業も含めた土地利用計画のもとで農業生産法人等農業生産集団を組織し、土地の集積利用による集団的土地利用を進めることで、農業生産集団、法人化を進める中で経営責任と主体性を確立し、各種事業に取り組み、地域活性化の推進をはかるべきである。担い手対策は単なる融資、補助等の金融政策だけではなく意欲ある農業者に魅力ある農業像を示し、農業法人等生産集団、経営体のあり方を示さなければならない。株式会社（企業法

人）の農業参入は投機的、資産所有的おそれがあり、また、環境保全農業の維持を不可能にし農林業の眞の発展に資するか大きな疑問があり認めることはできない。

(8) 「新農政」を展開する上でも重要なのは政策の実現を裏づける農林水産関係予算の確保である。一九七〇年には一般会計に占める農林水産関係予算は一〇%を越えていたものが年々減少し、一九八六年には五、八%、一九九一年には四、六%と激減している。農林業のもつ食糧生産の使途と外部経済効果の役割を考え、眞に農業者、消費者、国民全体の要請に応える「新農政」の実行に当たっては農林水産関係予算の大幅な増額をすべきである。

(9) 同時に、農林業政策は単に農林水産省の行政範囲にとどまらず、生産基盤の整備、社会生活基盤の整備、福祉、医療、教育、文化など総合的施策の確立が要請されている。「新農政」の確立に際し霞が関のタテ割り行政を大胆に改革し、農業・農村・食糧政策を推進する上で必要な省庁間の協議を進めるとともに政策目標の合致する各省庁間の関連予算を整備、統合し、効率的、効果的な予算配分をすべきである。

右申し入れる

一九九二年五月一三日

日本社会党中央執行委員長 田辺 誠
シャドー・キャビネット

農林水産委員長 村沢 一彦 牧
党農林水産部会長 辻 本
党農林水産局長 谷 本
巍

農林水産大臣

田名部 国 省 殿

一九九二・四・三〇

健康な社会建設のための スポーツ政策

—サウンドネス・フォア・イーチ

(一人一人が健全に) 計画の提唱 —

日本社会党シャドーキャビネット

事務局長 早 川 勝

党文化・スポーツ政策調査会

会 長 松 前 仰

ゆとりの時代への転換が求められ、かつ、高齢社会や情報化社会の到来、労働時間の短縮が叫ばれている今日、文化、スポーツの振興による新たな生活軸をつくっていくことが必要です。こうした認識に基づき世界のそれぞれの国がスポーツ振興に努力している姿はめざましく、各種国際協議大会からも、底辺の厚さをうかがい知ることができます。国民の体位向上と健康維持を実現する目的のためにスポーツ活動に積極的な政策と実行を伴っている国々が、常に最高レベルの強さを堅持していることを重視しなければなりません。

戦後のスポーツ振興は貧弱な体制で進められたために、スポーツの環境が整わないまま強い競技者を生もうとするエリート養成に力が注がれました。その結果、少数の「スポーツだけに打ち込む人」のみが技術的に高いレベルをもち、強い競技者の育成のためには多額の経済的援助が行われるなど、エリート化が促進され、その他の国民とのス

ポーツ技術の差が大きくなるという状況が生み出されています。このために、エリート化した競技者が商業主義的になつたり、大学間の生き残り競争に利用されたりもしています。

私たちは、このような状況を開拓し、ゆとりの中で楽しみながら行われるスポーツが真に国民の体位と生活の向上につながり、多くのスポーツを通しての国際友好親善を可能にし、また、ごく自然に強い競技者を輩出できるようになります。そのため、次のような施策の提案を行います。

1. 各官庁でスポーツ振興、設備建設、健康増進の目的を持って実行している諸施策を総合して、国民一人一人がスポーツを楽しむための総合的長期計画(サウンドネス・フォア・イーチ計画=Soundness For Each)を策定し、展開する。

この計画は、スポーツの中心を地域クラブ活動に置くことを基本とする。

2. このために、①社会体育施設整備、②勤労者体育施設整備、③学校体育施設整備等を統合して、地域社会のためのスポーツ施設整備のほかに高いレベルのスポーツ施設整備計画に編成しなおす。

3. このS.F.E.計画には健康増進や高いレベルのスポーツ関連知識、充実した指導体制を包含する。計画の中で推進すべき内容は以下とする。

- (1) スポーツ知識、スポーツ技能、スポーツ医学の普及向上
- (2) 地域スポーツ施設の整備及びスポーツクラブの設立促進と運営
- (3) 指導者の育成確保と地位の保障(教育の充実)
- (4) 子ども・障害者・高齢者スポーツの振興
- (5) プロスポーツ対策
- (6) 各種競技大会の計画と運営
- (7) 國際交流
- (8) スポーツ資金(公的資金、基金、その他)の拡充と運用

(9) その他

4. 国民体育大会は各県を一巡し、一定のスポーツ施設整備などの目的を達した今日、これを各種別全国大会に切り替え、これを充実させる。また、高校総合体育大会も国民体育大会に準ずることとし、全国大会を持たない愛好者数が比較的少ないスポーツも、全国レベルの大会を組織する。

5. この計画を実現させ、強力に計画を推進するために、従来のスポーツ行政の文部省、日本オリンピック委員会、日本体育協会への依存を改め、併せて、各省にまたがる関連行政を一元化し、文化の振興と併せて内閣に独立したスポーツ行政機関を設置する。

6. この計画の財源は、従来の国・地方の体育・スポーツ予算と関連の体力づくり予算及びスポーツ振興基金とし、民間資金と併せて從来計画をこのSFE計画にしたがって、合理的に組み替えることによって確保する。

れば、人間や世界の眞実を垣間見ることもあります。しかし、わが国では、レンタルビデオなどの盛況に見られるように、いい映画を見たいと思っている人が多いにもかかわらず、いい映画を作りたいという願いが叶えにくい状況があります。問題のひとつとして、映画監督や俳優など実演家の権利が法的に保障されていないことがあげられます。

「思想や感情の創作的表現」を保護するために著作権法がありますが、著作権は文化の尺度といわれます。わが国の著作権法では、映画の創作者である監督や俳優の権利が十分に保護されていません。

著作者の権利には、氏名の表示や作品の公表、同一性保持（勝手に改変されない）などの権利である「著作者人格権」と財産に関わる「著作権」がありますが、小説や美術、音楽などの著作者には不可分のものとして認められているこの二つの権利が、映画の場合には、著作者である監督などに著作者人格権は認めながら、著作権は映画製作者（映画会社）に帰属するものとしているのです。（著作権法第二十九条）

著作権の先進国といわれるフランスでは、製作者と著作者の契約で反対の定めがない限り映画の著作物の排他的利用権は製作者に「譲渡」されるとしたうえで、譲渡範囲の限界を定め、製作者側に利用形態に応じた著作者への比例報酬の支払義務、会計の報告義務などを課しています。

こうした点を踏まえシャドーキャビネットは、著作権法の見直しを提案します。

日本社会党シャドーキャビネット
文化教育委員長 嶋崎 譲
委員長補佐 肥田 美代子

映画文化振興のために 映画監督・実演家の権利保障を

—著作権法見直しの提案—

1. 著作権法第二十九条（映画の著作物の著作権の帰属）の見直し
監督などの著作者の権利確立の立場から、映画の著作権に関する現行法の二十九条について見直しを提案します。
2. 第九一条（録音権及び録画権）、九二条（放送権及び有線送信権）の見直し

映画は、私たちにとって身近な娯楽であり芸術です。劇場の中できとき、ことなる人生を生き、喜怒哀樂の感情を解放することもでき

演奏家や俳優などの実演家は、著作物の利用者ということで著作

隣接権によって保護されますが、実演家の権利を規定した九一条、

九二条は映画の場合は除くものとしています。

出演した映画作品がテレビやビデオで繰返し放映されても、俳優には、事前の断わりもなく追加報酬もないという無権利状態です。

二次利用に関する条件についてはすべて契約で決めておかなければなりませんが、契約が慣行になつていないと我が国では困難があります。それに古い契約でビデオや衛星放送の条件に言及できるはずもありません。

二次利用が盛況のため新しい作品への出演が減るという状況も生まれており、深刻です。従って、実演者の権利擁護の立場から見直しを提案します。

このほど、文化庁が製作者と実演家の団体の協議の場を設置し、

話し合いを支援する方針を打ち出したことを評価し、その成果を期待します。

シャドー・キャビネットは、この協議を見守りつつも、現行の著作権法（一九七一年一月一日施行）が、ビデオや衛星放送の出現以前に制定されたことなどを考慮しながら、現状に即した法の見直しを行つことを提唱します。

《資料》著作権法抜粋

（映画の著作権の帰属）

第二十九条

- ① 映画の著作物（第一五一条第一項、次項又は第三項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権は、その著作者が映画製作者に対する当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。
- ② もっぱら放送事業者が放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第一五一条第一項の規定の適用を受けるものを除く）

の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該放送事業者に帰属する。

一 その著作物を放送する権利及び放送されるその著作物を有線放送し、又は受診装置を用いて公に伝達する権利

二 その著作物を複製し、又はその複製物により放送事業者に頒布する権利

③ もっぱら有線放送事業者が有線放送のための技術的手段として製作する映画の著作物（第一五一条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）の著作権のうち次に掲げる権利は、映画製作者としての当該有線放送事業者に帰属する。

（録音権及び録画権）

第九一条

- ① 実演家は、その実演を録音し、又は録画する権利を専有する。
- ② 前項の規定は、同項に規定する権利を有する者の許諾（第一〇三条において準用する第六三条第一項の規定による利用の許諾をいう。以下この節及び次節において同じ。）を得て映画の著作物において録音され、又は録画された実演については、これを録音物（音をもっぱら影像とともに再生することを目的とするものを除く。）に録音する場合を除き、適用しない。

（放送権及び有線送信権）

第九二条

- ① 実演家は、その実演を放送し、又は有線送信する権利を専有する。
- ② 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。
- 一 放送される実演を有線放送する場合
- 二 次に掲げる実演を放送し、又は有線放送する場合
- イ 前条第一項に規定する権利を有する者の許諾を得て録音され、又は録画されている実演

口 前条第二項の実演で同項の録音物以外の物に録音され、又は、録画されている物

一九九二・五・四

「こどもの日」にあたつて

日本社会党シャドーキャビネット

文化教育委員長 鳩崎 譲
委員長補佐 佐肥田 美代子

「こどもの日」は、「こどもの人格を重んじ、こどもの幸福をはかる日」として制定されました。当初は、この日を祝う国家的行事や社会的行事も多く行われ、家庭でも子どもを中心とする一日とすることへの呼びかけなども行われました。しかし最近では、なんとなく休む日となってきたのではないか。

今年は、この連休あけに「こどもの権利条約」の批准承認の国会審議が予定されています。私たちは、その早期批准はもとより、条約の批准にともない五月五日の「こどもの日」もまた、新たな意義をもつものとしなければならないと思います。そこで、「こどもの日」に関して、また「こどもの権利条約」に関して、いくつかの提案を行います。

1 「子ども会議」の開催

「成人の日」に成人の意義を考える成人式があるように、「こどもの日」にも子ども自身が子どもの人権を考える公的な行事が行われるべきです。このために各地で「子ども会議」を開催します。また「子ども全国会議」や「子ども世界会議」を開き、その模様

はテレビでも中継し、子どもの権利について考え方ある機会とします。
2 国の行動計画と広報義務

「世界子どもサミット」に際して国連レベルで行動計画が作成されましたが、日本国内でもしっかりした行動計画を作成し、子どもと社会に向かって広報活動を行わねばなりません。このために、

① 国は、司法・福祉・教育などの具体的改革目標、文化・スポーツ施設や公園などの整備計画など、西暦1000年を目標とする行動計画を策定します。自治体も、それぞれの自治体における行動計画を策定するものとします。

② 国は、各省庁の子ども行政を見直し、「子どもの人権の確立」を推進するために、総理大臣を長とする機関を設置します。

③ 学校教育においては、「子どもの権利条約」だけでなく広く人権について学ぶ機会を設けることとします。

④ 国は、子どもの権利条約のパンフレットを作成し、母子手帳を交付する際に併せて母親に配布するものとします。

⑤ 自治体は、小学校・中学校・高校の入学式の際に、条約本文と各年齢にあつた解説書をパンフレットとして新入生に配布するものとします。

3 「子どもの権利確立委員会（仮称）」の設立とオンブズパーソン
子どもの権利を確立するためには、行政上や社会生活の上で起きる「子どもの権利の侵害」の訴えを受け止め、事実を調査し、権利の回復を勧告する独立機関が必要です。このため、
① 公正取引委員会と同様に、行政権から独立した「子どもの権利確立委員会（仮称）」を設置し、ここに「子どもオンブズパーソン」を置くものとします。
② 併せて「子どもの権利確立委員会（仮称）」には、子ども自身が自らの権利について考え、発言する集いを開催し、その声を受け止めるための機関を置くものとします。

③ 「子どもの権利確立委員会（仮称）」は、子どもの権利条約によって「三年ごとに」義務づけられる「子どもの権利確立に関する国連への報告」のうち、民間側のレポートの作成を担い、このための民間団体の意見を集め、民間団体による討論の場を設けるものとします。

4 「アジア・太平洋子ども権利センター」の設立

「子どもの権利条約」は、自国の子どものみならず「世界の子どもの人権の確立」に責任を持つことをうたっています。日本は、このために率先して、アジア・太平洋地域の各国と共に、その域内の子ども達の人権を確立するための活動を進める「アジア・太平洋子ども権利センター」を設立することを呼びかけます。

一九九二・五・一

沖縄県の諸課題の 早期解決についての申し入れ

日本社会党シャドーキャビネット

委員長 田 辺 誠

一九九二・五・一八

内閣総理大臣
自由民主党総裁

宮沢喜一 殿

来る五月一五日、沖縄県は復帰二〇周年を迎える。この間、二次にわたる沖縄振興開発計画に基づく、総合的な施策の推進と沖縄県民のたゆまぬ努力によって、沖縄振興は着実に成果をあげてきている。

しかし、先の大戦の戦禍と、その後の二七年間に及ぶアメリカの占領とによって生じた本土との格差は今も是正されず、広大な米軍基地の存在は県民生活、振興開発等に重大な影響を与えるなど、解決すべき問題が山積している。

タイ軍隊による武力鎮圧に関する 日本政府への申し入れ

日本社会党シャドーキャビネット

外交委員長 久保田 真 苗

一九九二・五・一八

1. バンコク王宮前に座り込んでいたデモ隊に対し、タイ軍が派遣

わが党は、この三月に調査団を派遣し、その結果を踏まえて先に総理に緊急提言をするなど、沖縄の抱える諸課題の解決に全力を上げて取り組んできた。なかでも、左記の諸点は復帰二〇周年の節目に当たって、是非とも早急な解決を図るべき問題であり、宮沢総理大臣の特段の政治決断を強く求めたい。

記

1. 厚生年金の格差を早急に是正すること。
2. 在沖縄米軍基地の大幅な整理縮小を進めるとともに、返還軍用地の跡地利用に関する新たな特別措置を講じること。
3. 第三次沖縄振興開発計画の策定に際しては、沖縄県の原案を最大限に尊重するとともに、計画期間中現行補助負担率を維持すること。

され発砲が行われたことによって、死傷者が出了と伝えられている。日本政府は政治的見解の表明の自由を尊重する立場から、タイ政府がこれ以上の武力鎮圧を慎み、平和的な手段によって問題解決をはかるよう、早急に働きかけを行うべきである。

2. 平和的デモの先頭に立っていた元バンコク知事のチャムロン氏をタイ政府が本日夕刻、逮捕したことは遺憾であり、対話による問題解決を実現する立場からも日本政府はチャムロン氏の釈放をタイ政府に要望すべきである。
3. 平和的な対話による解決をめざし、日本政府はタイ政府が非常事態宣言を解除するように働きかけるべきである。

内閣官房長官
加藤紘一 殿

〈政治改革・腐敗防止関係〉

一九九二・五・二十五（長野談話）

野党共同案で政治改革を
実現しよう

日本社会党書記長 山花貞夫

政治腐敗防止実現にむけての多くの課題について、野党間の足並みはそろっているが、私はこの際、野党書記長会談などを精力的に呼びかけ、政治資金規正法の改正、公職選挙法の改正等自民党との合意が得られないテーマについては、野党共同案を作成し、強い決意で宮沢内閣に迫り、具体的な成果をあげたい。その具体的な方向は次のとおりである。

一、政治資金規正法の改正

一連の金権腐敗事件が企業と政治家との癒着によって引き起こされていることは自明であり、国民の怒りが集中している。したがって、企業・団体献金は禁止することにより、金権腐敗の根を絶たねばならない。

「党費の立て替え」、「秘書給与の建て替え」禁止も当然である。また政治基金の透明度を高めるために政治献金公開基準の引き下げ、分散献金を禁止するために「指定団体を一つにする」ことも必要である。自民党は、これまでの協議会でこれらを拒否し続けている。野党側は段階的あるいは経過的処置なども提案しているのだから、受け入れるべきである。また企業・団体の献金禁止に実行性を与え、「カネのかかる選挙」の口実を与える政党の安定的活動を保証するための一定の公費助成を行なうべきである。

第一一二三国会は、最終盤の攻防に入った。今国会の最大の課題のひとつは、繰り返される金権腐敗政治を根絶するための法整備等を行い、国民の政治不信を解消することであった。この間、政治改革協議会、同実務者会議で各党間協議が行われてき

たが、政治倫理審査会規定の改正、收賄議員に対する公民権停止、資産の公開等極めて部分的な前進はみられるものの、自民党のかたくなな態度のため、政治腐敗ならびに政治改革の根幹にかかるテーマでの合意が出来ないことは誠に遺憾である。宮沢内閣の政治腐敗防止、政治倫理確立を眼目とする政治改革に対する熱意のなさが、与野党合意を妨げているといわざるを得ない。

私は、改めてその重要性と緊急性を指摘し、今国会中にはっきりとした結論を出すよう宮沢首相の責任とリーダーシップを求めていきた

、公職選挙法の改正・連座制の強化

社会党はすでに、連座性の強化に向け、「秘書の名刺を持ち歩く者」、「政治家の事務所に所属することを示す名刺を持ち歩く者」、「市町村の区域以上の選挙運動の責任者」を連座制が適用される選挙運動員として提案している。連座によって有罪となつた者は、当選無効だけでなく、一定期間の立候補制限を科す必要がある。

定数是正について
定数是正は民意の平等、公正を実現するための最低限の課題であり、一票の価値の最大格差を少なくとも一倍未満とすることをめざす必要がある。自民党もこれまで、格差三倍未満の四増四減案を提案するなど極めて不誠実な対応に終始してきたが、やっと「首相見解」で一票の格差を約一・七倍とし、十年間で最終的に二倍以内を目指す方針を固めたと伝えられるなど、一步踏み出そうとしている。社会党は、「八六年国会決議」を踏まえ、最大格差を一・五六倍に押さえた定数是正案を発表しているが、「首相見解」が正式に提案されてくるなら、論議の対象になるものと考える。野党間で協議のうえ、自民党と話し合う用意がある。

その場合、「八六年国会決議」を前提に、今回の定数是正が格差二倍未満への段階的な是正への確実なスタートとなること等を内容とした「政党間合意」などの担保が必要となろう。

四、野党書記長会談等の開催について

二八日に予定されている党首会談にむけての野党間の意見調整も必要と考えるが、政治改革協議会における論議の決着のつき方を見極めながら、以上の課題についての書記長会談等を持ち、六月上旬までに政治腐敗防止、政治倫理確立を最優先とする政治改革について、自民党にたいする野党共同案の作成をめざしたい。

以上

一九九一・五・一九

社会党・公明党党首会談合意メモ

1 当面する政治課題に対応するため、与野党党首会談を早急に開催するよう自民党に求める。

2 当面の政治課題について

(1) 政治腐敗の防止・政治倫理の確立については、国民の目に見える具体的な成果を実現するため野党強力を進める。

政治改革協議会、実務者会議において与野党で合意可能なテーマについては今国会中に立法化を図るとともに、自民党との合意が得られなかつた事項については、野党間で合意できるテーマについて野党統一案づくりをめざす。
違憲状態にある衆議院定数の早急な是正を実現させるとともに、違憲の疑いの強い衆参同日選挙には反対する。

(2) 国連の平和活動が国際平和の推進にきわめて重要であり、日本が人的、物的、財政的貢献を積極的に果たすべきであるという共通認識に基づき、PKOへの参加の在り方については各党それぞれの主張を持ちつつ、国民合意に基づき国際平和貢献策の確立をめざし今後とも議論を重ねる。

(3) カンボジア平和・復興支援については、UN TAC等の要請を踏まえ、財政拠出、物的支援等を早急に実施する。

今年度における減税の実施については、政府予算案に対する四党修正共同要求にも盛り込まれており、予算成立後の景気・経済動向を見てもさらに大規模な所得税減税を実施することが必要と判断する。

当面、中低所得者を対象とした一兆円以上の減税を実施する」とを求める。

3 社会党と公明党は、今後とも率直な意見交換を進め、一致点について積極的に協力共同を追求するとともに野党共闘の推進を図る。

4. 違憲状態にある衆議院定数の早急な是正を実現させるとともに、違憲の疑いの強い衆参同日選挙には反対する。

5. 現下の景気・経済動向を踏まえ、個人消費拡大、可処分所得向上の観点から、「連合」とも調整協力しつつ、中低所得者を対象とした一兆円以上をベースとした所得税減税の今年度からの実施をめざす。

6. 兩党は、参議院選挙協力はもとよりとして、衆議院選挙における協力を進めることをめざし、「連合」及び連合参議院を含めた実りある話し合いを継続していく。

日本社会党
公明党

一九九二・五・一〇

社会党・民社党党首会談合意メモ

一九九二・五・二六

要請

社会・民社両党は、四月二七日の党首会談に引き続き、本日の党首会談において、当面の政治課題について率直な意見交換を行い、次の諸点について合意した。

1. 社会党と民社党は、今後とも率直な意見交換を進め、当面する重要課題について積極的に協力を図るとともに、政治改革、PKO、減税問題等をテーマとして与野党党首会談を早急に開催するよう自民党に求める。
2. 国連に対するPKO協力については、ますでることから実施するという立場からPKO協力を先行させるとともに、国民合意に基づく国際平和貢献策の実施をめざし、今国会において慎重審議を尽くすことを求めていく。
3. 政治腐敗の防止・政治倫理の確立をめざし、国民の目に見える具

わわれわれ野党三派は、平成四年度総予算案審議にあたり、政治改革の前提とも云える政治倫理の確立のため、共和・佐川事件、宮沢总理のリクルート疑惑等の真相解明の必要から、証人喚問の実現を強く求めた。しかしこれまで実現をみたのは塩崎潤代議士の証人喚問と鈴木善幸元総理の参考人招致のみであり、総予算が成立し、今国会

が終盤に入った今日の段階においても、事件の根幹をなす人物の喚問はいまだ実現をみていない。一方、裁判においては事件の真相解明が

着々と進んでおり、このままで国会に對する国民の不信を増幅させ、

立法府としての権威を著しく損う事態を招こうとしている。この責任は事件の真相解明を求める国民の声に誠意をもって応えようとした

自由民主党にある。

われわれは、自由民主党に猛省を促し、国会が国民の負託に応え、事件の真相解明ができるよう証人喚問の実現に全力を尽くすよう強く求めている。

議長においても立法府の長としてこの実現をはかられるよう要請する。

尚、総予算審議の際、相互に確認した口頭事項及び文章を添付する。

平成四年五月二六日

日本社会民主党
党
社
会
民
公
社
明
党
議
院
議
長

櫻内義雄 殿

一九九一・五・二六

申し入れ

われわれ野党三会派は、これまで政治改革の前提ともいえる政治倫理の確立のため、共和事件の真相解明の必要性から、事件の根幹にかかる人物として共和の森口五郎副社長とともに貴代議士の証人喚問の実現を強く求めてきたところである。しかしながら、その機会はいまだ実現していない。極めて遺憾である。

いうまでもなく貴代議士とともに定めた政治倫理綱領では「われわれは、政治倫理に反する事実があるとの疑惑をもたれた場合にはみずから真摯な態度をもつて疑惑を解明し、その責任を明らかにするよう努めなければならない」と定めている。また、共和事件は貴代議士が北海道・沖縄開発庁長官就任前後に起きた事件であり、事件のかかわりに対する貴代議士への国民の疑惑の根は深い。

このことから明らかなように、貴代議士は証人としてみずから国会に出席し、国民にその真相を明らかにする当然の責務を負っている。貴代議士は本事件に関し裁判において陳述されているようであるが、国会において真相を明らかにすることこそ選挙で選ばれた代議士としての国民に対する使命であり責任もある。

われわれは貴代議士に猛省を促し、みずから証人として国会に出席するよう再度強く求めるものである。

平成四年五月二六日

衆議院議員

阿部文男 殿

公明社党

日本社会民主党
公明社党

人対策、地球規模の環境保全など新たなわが国が直面している諸課題に対応するため、「地方転嫁ではなく、自治の豊富化へ」を合言葉に、行財政システムを地方中心へと転換する積極的な自治制度を見直しを図っていく観点から、税源配分の一環であり地方共有の固有財源としての地方交付税制度の独自の充実策を「地方交付税制度の改革大綱」として一二月にまとめ、その内容の実現を図ってきた。

一九九二・五・二二（日本社会党地方行政部会）

地方交付税法の改正にのぞむ

態度について（案）

2. 特例減額問題

政府の提出した交付税法等改正案においては、歳入面では、交付税率の引き下げは阻止することができたとはいえ、昨年度の四五〇二億円に引き続いて交付税額のうち八五〇〇億円が特例措置で削減され、極めて遺憾である。この減額について自治省は、公経済一体論の立場から説明しているが、特別会計借入金の発生事由や九三年度以降の地方財政策への影響を考えれば遺憾と言わざるをえない。そのうえ大蔵省は予算説明書の中で、地方財政に対し引き続き大幅な財源余剰があるかのように記述しているほか、大蔵大臣質疑において地方交付税は地方の固有財源ではないかのような答弁を繰り返してきた。

3. 交付税法の改正に対する社会党の態度

したがって、地方自治・地方財政を尊重し、国会における議論の経緯を踏まえるならば、政府案はきわめて問題を有していると言える。

行政部会として再三自治省・大蔵省に申し入れを行うほか、地公労・地財会議と共同で宣伝行動や要請行動に取り組んだ。また交付税をめぐる緊迫した情勢の中で開かれた社会党第五八回全国大会において、「地方自治を擁護し発展させる立場から、地方交付税率の引き下げや交付税額の削減に断固反対する」という趣旨の決議を緊急に採択した。

一方、九二年度の地方財政対策に向けて社会党は、地公労・地財会議と共同で、高齢化対策、公共投資、土地対策、国際交流や外国

減額の問題を中心に、質疑の中で政府の姿勢を厳しく追及するとともに、

もに、地方交付税が地方の固有財源であること、特例減額は单年度措置であること、地財計画の一層の充実を図ることなどの歯止め措置について、単独決議において盛り込むことを追及してきた。一方大蔵省は、五月一二日の委員会で、固有財源論を事実上承認し、「予算の説明」の記述についても今後研究をしたいと表明しているが、これは実質上余剰論を修正させたものと言える。

したがって社会党は、政府の主張を受け入れるものではなく、あくまでも特例減額については反対であるが、政治的判断に基づき、単独決議を採択することによって、やむをえず賛成の態度をとることとする。

一九九二・五・一三（福島談話）

輸入農産物の安全性確保に向けて

— 残留農薬基準に厳しい規制を —

日本社会党書記長 山 花 貞 夫

一、ガット・ウルグアイラウンド農業交渉は、各國間の利害が対立する中、ますます混迷の度を深めている。農業交渉の進展をめざして先月行われたドロールECC委員長とブッシュアメリカ大統領の会談も不調に終わったと伝えられるが、ガットをめぐる交渉の中でも食料の国際安全基準の統一（ハーモニゼーション）が消費者の強い関心を集めている。

一、先月二八日、厚生省の食品衛生調査会は、ポストハーベスト農薬を含む三四種類の農薬について新たな残留農薬基準を設定し、厚生

大臣に答申したが、国際基準のあるものについては約八割をそのまま使用している。この国際基準は、本来農産物の輸出入を前提としているため、その数値に関しては食料輸出国側に立った極めて甘いものが多い。今回の基準緩和に向けた動きは、昨年末のドンケル合意案の中に盛り込まれた「検疫・衛生に関する合意」に連動したものである。これは、食料の規格や安全基準を国際的に統一することにより、より一層の食料品の輸出入拡大を狙った、まさに食料輸出の利益を最大限尊重したものである。そして、今回の厚生省の新基準設定に向けた動きは明らかにこのハーモニゼーションの先取りであり、農産物輸入の大幅自由化に向けた環境づくりであることは疑いがない。

一、「国際基準」は、最低これ以下であってはならないという「めやす」であるべきで、各國はその気候、風土、食習慣に基づいて独自に「安全基準」を設定するのが筋である。「自由貿易」の名のもとに国民の健康破壊と自國農業の崩壊を招きかねない、このような「ドンケル合意案」と厚生省による残留農薬基準設定を受け入れることはできない。

社会党は、国民に安全な食料を安定的に供給するためにもコメをはじめとする基礎的食糧の関税化に反対するとともに、「残留農薬基準」や「農薬使用基準」を人体への影響や生態系の維持・環境保全の立場から見直し、有機農薬の振興などを含めた総合的な食料の安全性確保に向けた政策を確立していきたい。



声
明

じめ、過去における党の統制措置の多くは、その表れといわなければならぬ。しかし、西尾・江田両氏をはじめ多くの先達が示した政権党・国民政党への脱皮、新しい政治勢力の形成、社会民主主義の選択、政界再編成の提唱など、その先見性は、今日の政治的指針を示すものであり、ここに改めて、その政治活動を再評価する意思を表明する。

一、日本社会党は一九八六年の「新宣言」の採択と、一九九一年の党規約改正によって、広く国民に門戸を開いた社会民主主義政党であることを改めて国民の前に明らかにした。社会民主主義は、いかなる形態の独裁をも否定し、議会制民主主義を基盤として政権を樹立し、不斷の改革と改良、社会進歩を重ねていく路線を特徴としている。社会民主主義を掲げる党は、その内部に多様な意見、政治潮流があるても、お互いに排除しあうのではなく、「統合と調整の論理」のもとで共存し、党活動の推進と組織の運営にあたるのが原則である。

二、日本社会党は、本来、そのような原則を体現する社会民主主義の党として発足した。一九四五年一月、戦前の無産諸党派の流れを汲む広範な勢力と戦後の平和と民主主義勢力が連合して党を結成し、議会制民主主義のルールに基づく政権獲得を志したのである。その後、不幸な分裂を経て、五五年十月に左右両社の統一が実現した。その際も、日本社会党は社会主義インターナショナルの流れを汲む社会民主主義政党であることを鮮明にしていた。

右 声明する。

一九九二年五月二三日

日本社会党中央執行委員会

三、しかし、六〇年安保闘争の前後から、日本資本主義の評価や国際路線などをめぐって、しばしば路線論争が行われ、この論争を通じて、单一のイデオロギーを基準に党員の党生活を律しようとする傾向が生まれた。党機関による管理・統制の必要性が過剰に強調され、機関決定に同調しない党員の言動に対する「排除の論理」が力を得た。一九五九年の西尾末広氏、七七年の江田三郎氏らへの態度をは

「政策の焦点」

「人間と都市環境」 シンポジウムからの政策提言

石塚 賢治

政策審議会事務局

このシンポジウムに参加していただいたパネリストの皆さんから共通して提起された問題は、まさしく、「人間と都市環境」シンポジウムのサブテーマでもあった「まちづくりを自治体と住民の手に」ということに尽きる。すなわち「まちづくりは、本来、地域の住民と自治体が責任をもって行うべきものである。都市計画でどのようなことを決定するかは、まちの将来について地域住民の共通の合意があることが最も重要であり基礎となるものである。従って、細かいところまで法律で決めるのではなく、住民参加や議会の権限を拡充するなど法律で骨格となる手続きを定めたうえで、どこまでが適正な私権制限かということを含めて、住民と自治体によって都市計画を決定するという方向に都市計画制度を

改革していくべきである」という主張である。

もちろん、こうした主張そのものは目新しいものではないが、近年になって、この主張は改めて大きな意味を持つことになった。

その背景には、大きく二つある。

第一には、現行の都市計画制度、なかでも土地利用規制の不備が、強く意識されるようになったことである。

近年のバブル経済のもとで、地域振興とか国民的リゾートづくりと称して乱開発が進行したが、こうした乱開発に対して、現行の都市計画制度は、なんら有効な規制ができなかった。むしろ従来は開発など考えていなかつた地域においては、規制が緩く自由に開発できるということが開発を集中させる要因となりたのである。

第二に、「まちづくりを自治体と住民の手に」という主張が強く叫ばれるようになった

「都市計画区域外」で乱開発が起きるなど必要な規制がつねに後追いになる構造は、歐米では当然とされている「計画なきところに開発なし」の原則が徹底されていかなかったためである。そのため、全国各地の自治体は、地域の環境と生活を守るために独自の条例や開発指導要綱を制定し、乱開発に対抗することとなつた。

背景として、現行制度に対する自治体の挑戦、あるいは反乱と言つてもいいような状況が生じていることがあげられる。

これまでも、都市計画法に基づく開発許可については、許可基準に自治体の条例による上乗せ規制が認められていないこともあって宅地開発指導要綱による行政指導が行われてきたが、それは、あくまでも緊急避難的な措置としてであった。これに対して、近年、要綱で定めてきたものを条例化する動きが出てきたのである。条例化の直接の動機は、行政指導の根拠を自治体の意思として明確化することにあつたが、次第に行政指導そのものの質を変えていくことになった。

と規定されている。

もともと、開発・建築規制の分野で行政指導が発達した背景には、法律の不備があつたほかに、開発事業者にとっても、自治体にとっても「ほどよい規制」として適度なバランスが保たれていたことは否定できない。良く言えば「弾力的かつ柔軟」、悪く言えば「曖昧かつ不公平」な規制は、自治体が住民に対する言い訳としても良く機能したのである。それが、条例化され、あるいは条例の形式をとらなくとも議会との関係では条例並みとされるようになると、「可能な限り」であつたはずの規制が「必要なだけ」の規制に変化したり、規制の徹底が求められるようになつた

のである。指導要綱などの問題は古くからあつたにもかかわらず、最近になって裁判されたことは、こうした傾向と無縁ではない。これになつて自治体が敗れるケースが増加しているのは、こうした傾向と無縁ではない。これまで当事者の「合意」のうえで行われてきた行政指導の枠組みを越えたのである。

他方で、こうした独自の条例制定を行う自

治体が増加した背景には、先にあげたような法律の空白部分でのリゾート対策のか、自治体の「立法権」の行使として、いわば「都市計画は自治体の固有のものである」という理念の直接的な表現としての「条例至上主義」が浸透したことがあげられる。すなわち、現行制度でも規制手法が存在し、法的にはそれを採用することができるにもかかわらず、あ

えて条例や指導要綱で対応し、訴訟に敗れるまで戦う、あるいは実力行使を行う自治体が出現したことに今日的な特徴がある。そこには、もはや条例や指導要綱を法律制度に移行するまでの緊急避難とする従来の考え方ではなく、「国が都市計画を定める、國家高権のもの」として否定したとも受け取れる。まさに自治体の挑戦、反乱である。

もともと、日本の地方自治制度は、法律による制約が大きく中央集権的な側面が強い制度である。しかしながら、地方税法によらず独自の課税システムを条例で定めて実施する自治体はない。ところが、都市計画・土地利

用規制の分野では、指導要綱などが法律の不備を補う形で一定の役割を果たすことによって社会的な規範としての地位を得てきたこと、そのことはできない。」というような主張がなされているが、このことの意味を、よく考えておく必要がある。リゾート開発の規制など、もともと法律が予定していなかつた、いわば空白の部分は現行制度の大きな問題点であるが、そのほかにも、現行制度では自治体が実際に必要な選択ができない場合が多い。

例えば、都市計画区域内であつても、現に用途地域が指定されていないところは、市街化の全く進んでいない山間地や農地である場合が多いが、こうした地域を、将来、第

一種中高層住居専用地域にすると、第二種住居地域にするとかを、ただちに用途地域のメニューの中から選択させようとするのは無理である。ただ、おおまかには、戸建てを中心の住宅地とするのか、それとも大きなマンションをも認めていくのかという程度には構想がある場合でも、現行制度では、用途地域を指定しなければ建築物の高さなどを制限できない。そのため指導要綱などで対応せざるを得なかつたのである。従つて、こうした問題に対応するために、社会党の改正案では、市町村が定めるマスター・プランに地域の将来像を明らかにすることで、用途地域の指定がなくとも具体的な建築規制ができるようにした。現行制度で対応できそうな問題も、実際に自治体にとって必要な選択が可能かどうかが問題なのである。

一方、既成市街地では、すでに用途地域が指定されているし、必要があればそれを見直し、又は地区計画などで上乗せの制限ができるのに、それを選択しないで、要綱などで対応する市町村があるのはなぜだろうか。

「都市計画は市町村の固有のものである」という理念を重視しただけでは説明がつかない。市町村に実質的な権限がないからであろうか。確かに、どのような用途地域がどのようなところに指定されるのかという最も肝心な点は、多くの都市で、あいかわらず

あることに変わりないし、地区計画などは市町村権限でも、建築規制に関する部分は都道府県知事の承認を要することになっているままである。それでは、市町村が望んでいるような都市計画は、国や都道府県によって阻害されているのだろうか。

実は、この部分が明らかでないということが、最も大きな問題なのである。市町村の定める都市計画も都道府県知事の承認を得る過程において事前に調整がなされるため、実際に市町村の原案がどうなつていただかわからぬまま、表面化したものは全て承認されているのが現状である。都道府県知事の定める都市計画も同様である。少なくとも、原案がどうのようになっていたのか、国や都道府県はどうのような調整をしたのか明らかにするべきである。

今後、自治体による本格的なまちづくりを進めるためには、第一に、独自財源を強化して、道路、公園などの整備計画を自由に決定できるようにすること、第二に、まちづくりに関連する権限委譲を進めて、総合的な政策立案ができるようにしてことなど様々な条件整備が必要である。今回の提案が、今後の都市計画制度の改革に向けた一步となれば幸いである。

(いしづか・けんじ 政策審議会書記)

* 「人間と都市環境」シンポジウム関係の資料は、次号の特集に掲載いたします。

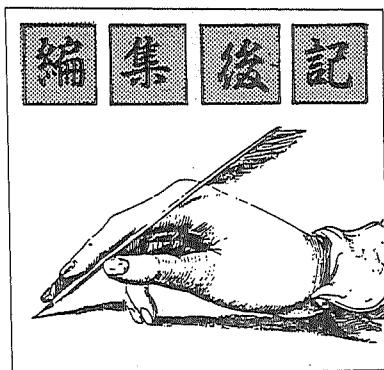
都道府県知事決定で建設大臣の認可が必要であることに変わりないし、地区計画などは市町村権限でも、建築規制に関する部分は都道府県知事の承認を要することになっているままである。それでは、市町村が望んでいるような都市計画は、国や都道府県によって阻害されているのだろうか。

まずは、この部分が明らかでないということに基づき協議して定めることにして、国や都道府県との調整の責任をも明らかにしようとしたものである。

今後、自治体による本格的なまちづくりを進めるためには、第一に、独自財源を強化して、道路、公園などの整備計画を自由に決定できるようにすること、第二に、まちづくりに関連する権限委譲を進めて、総合的な政策立案ができるようにしてことなど様々な条件整備が必要である。今回の提案が、今後の都市計画制度の改革に向けた一步となれば幸いである。

政府は、実際には運用によって市町村の意向を尊重していると言うが、少なくとも明確な手続でそれを地域住民の前に位置付けるべきであろう。役所同士のやりとりの中で責任が不明確になっている現在の運用のままでは、自治体の反乱が今後とも続く一方で、現在のシステムの問題点はあいまいなままになってしまふ。現在、最も重要なことは、たとえ現

★わが党は本日（六月一五日）、自衛隊派兵のPKO法案の強行という暴挙を行った政府・自公民三党への抗議をし、解散・総選挙を求め、わが国憲政史上はじめての「議員総辞職」願いを提出した。▼それにしてもいままでに至った政府・自民党と一部の野党の姿勢は異常というほかはない。参議院のPKO特別委員会は六月五日、まだわが党の角田委員の質問時間が残っているにもかかわらず、審議を集結し採決をした、と称したのである。「ガラス細工」といわれる法案は、自公民三党の「修正案」によってさうに矛盾が深まつた。角田議員はそのいくつかの問題点を鋭く追求したため、政府は答弁に窮し、答議がストップした。言論には言



疑打ち切り、採決を強行するにいたっては「政治は三流」の恥を由々世界に曝け出したといわなければ、ならない。▼各種マスコミの調査をみてもPKO法案に対する賛否は二分され、自衛隊のPKO参加には半数以上が反対をしている。にもかかわらず、なに故に自衛隊の派遣に拘泥するのだろうか。事は憲法の根幹にかかることである。国民合意を欠いたまま単なる多数決で押し切つてよいはずがない。

自衛隊は警察予備隊から保安隊を経て、世界有数の軍隊へと肥大化した。その存在が違憲であることは明白だが、合憲論の立場に立つ歴代自民党内閣も「専守防衛」の名のもとに、その任務を厳しく国内に限定してきたのである。自衛隊に応募した人々もよもや危険な紛争地域に派遣されることは、思ってもみなかつただろう。これで数でおしきるというのでは、「言論の府」であり、同時に「良識の府」である参議院の自殺行為といわなくてはならない。しかもあらゆる状況からみても「採決」が存在したとはいえない。こうして無理に無理を重ねて送付された衆議院では、わが党が強く要求した本会議質問も行なわず、いきなり委員会に付託し、わずか二日の審議でまたもや質

政策資料編集委員会

委員長 早川 勝 小野信一 新盛辰雄
編集委員 外口玉子 松前
元信 堯 稲山
佐藤三吾 篠崎年子
温井 寛 川那辺
石田 武 濱谷 幸彦 佐間田勝美
河野道夫 渡辺 博 原 好数
菅野久光 石田野人

会計監査 兼事務局長
会計監査 渡辺 博
会計監査 堅原 好数
会計監査 川那辺

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 三〇〇円 五一円

年間購読料 四二〇〇円（前納）。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 203888

日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION SEISAKU SHIRYO

July 1992

No. 310

<Foreword>

AKIYAMA Atsushi,
Vice-Chairman of Policy-making Board

<Special Features>

I. On Cambodia and PKO

Report of the SDPJ fact-finding mission to Cambodia
Policy proposals on assistance to Cambodia
Statements on PKO issues by Cairman or Secretary General

<Documents>

- I. On problems of golf course club membership
 - Draft summary of a bill on standardizing membership contracts
- II. On medical issues
 - Policy proposals on securing qualified nurses
 - Poposals of amending the Medial Service Law
- III. On Shadow Cabinet
 - Proposals on renewing agriculture and food-supply policies
- IV. On political reform and anti-corruption
 - Secretary General's statement on joint policy proposals for political reform
- V. Others
 - Secretary General's statement on securing safety of imported agricultural goods

<Policy Focus>

I. Policy proposals at the Symposium on Human and Urban Environment

政策資料 7月号

編集人 政策資料編集委員会

発行人 早川 勝

発行 日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3886~7

FAX 03(3502) 5857

PUBLISHED BY POLICY BOARD
THE SOCIAL DEMOCRATIC PARTY OF JAPAN

First Members Office Bldg., the House of Representatives

2-1, Nagata-cho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

Phone(03)3581-5111 Ext.3886~7 Fax(03)3502-5857

定価300円 (送料51円)